

第 4 章

分類項目名及び内容説明

B 専門的・技術的職業

高度の専門的水準において科学的知識を応用した技術的な仕事、および医療・法律・経営・教育・著述・宗教・芸術などの専門的性質の仕事を行う。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他の専門的分野の訓練、またはこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 05 研究者
- 06 農林水産技術者
- 07 開発技術者
- 08 製造技術者
- 09 建築・土木・測量技術者
- 10 情報処理・通信技術者
- 11 その他の技術者
- 12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 13 保健師、助産師、看護師
- 14 医療技術者
- 15 その他の保健医療の職業
- 16 社会福祉の専門的職業
- 17 法務の職業
- 18 経営・金融・保険の専門的職業
- 19 教育の職業
- 20 宗教家
- 21 著述家、記者、編集者
- 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
- 23 音楽家、舞台芸術家
- 24 その他の専門的職業

05 研究者

公的研究機関、大学の附置研究所または企業の研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文科学、社会科学の分野の基礎的または応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見または技術上の革新を目標とする専門的・科学的な試験・調査・研究などの仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか、またはこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学の附置研究所などの研究者のうち教育活動にも従事するもの〔19 教育の職業〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発・技術開発を行う技術的な仕事に従事するもの [07 開発技術者]
- (2)工業製品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、工程設計、生産設備の開発、工程管理などを行う技術的な仕事に従事するもの [08 製造技術者]
- (3)研究所・試験場・研究室などにおいて試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

051 研究者

051 研究者

公的研究機関、大学の附置研究所または企業の研究所、試験場、研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文科学、社会科学の分野の基礎的または応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見または技術上の革新を目標とする専門的・科学的な試験・調査・研究などの仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか、またはこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学の附置研究所などの研究者のうち教育活動にも従事するもの [198] を除く。なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発・技術開発を行う技術的な仕事に従事するもの [07 開発技術者]
- (2)工業製品を製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、工程設計、生産設備の開発、工程管理などを行う技術的な仕事に従事するもの [08 製造技術者]
- (3)研究所・試験場・研究室などにおいて試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 051-01 理学研究者
- 051-02 工学研究者
- 051-03 農学・林学・水産学研究者
- 051-04 医学研究者
- 051-05 人文科学研究者
- 051-06 社会科学研究者
- 051-99 他に分類されない研究者

051-01 理学研究者

研究所・試験場などにおいて、物理的・化学的・生物学的な自然科学的事象について原理の探求および理論の構築を目標とした基礎的・理論的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)化学に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [077-01]

(2)化学薬品の分析を行う技術的な仕事に従事するもの [087-02]

○ 化学研究者、気象学研究者、数学研究者、生物学者、地質学研究者、天文学研究者、物理学研究者

× 化学品開発技術者 [077-01]、分析化学技術者 [087-02]、理学系大学教授 [198-01]

051-02 工学研究者

研究所・試験場・工場などにおいて、製品の開発および技術上の改良を目的とした基礎的・応用的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)電気・電子工学に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [072]

(2)機械工学に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [073~075]

(3)金属製錬に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して技術開発を行う仕事に従事するもの [076-01]

(4)専門的・科学的な知識と手段を応用して製造工程の技術的改良を行う仕事に従事するもの [08 製造技術者]

○ 機械工学研究者、建築工学研究者、材料工学研究者、情報工学研究者、生命工学研究者、電気工学研究者、電子工学研究者、土木工学研究者

× 電気・電子・電気通信開発技術者 [072]、機械開発技術者 [073]、自動車開発技術者 [074]、輸送用機器開発技術者（自動車を除く） [075-01]、金属製錬・材料開発技術者 [076-01]、電気・電子・電気通信機器生産技術者 [082-01]、機械生産技術者 [083-01]、工学系大学教授 [198-01]

051-03 農学・林学・水産学研究者

研究所・試験場などにおいて、収穫量の増加、農産物の質の改善、森林資源の育成・保全、水産資源の増養殖などの農林水産学に関する専門的・科学的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)専門的・科学的な知識と手段を応用して農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・検査などを行う技術的な仕事に従事するもの [06 農林水産技術者]

(2)専門的・科学的な知識と手段を応用して食品の製品開発を行う技術的な仕事に従事するもの [071-01]

○ 獣医学研究者、水産学研究者、畜産学研究者、農学研究者、林学研究者

× 農業技術者 [061-01]、畜産技術者 [061-02]、林業技術者 [061-03]、水産技術者 [061-04]、食品開発技術者 [071-01]、農学系大学教授 [198-01]

051-04 医学研究者

研究所などにおいて、病気・治療の原理、予防法などに関する理論の構築、新事実の発見などを目標とした医学の基礎的・理論的な試験・研究の仕事に従事するものをいう。

なお、化学薬品の分析を行う技術的な仕事に従事するものは、[087-02] に分類する。

- 歯学研究者、生理学研究者、病理学研究者、薬学研究者
- × 薬品分析試験技術者 [087-02]、医学系大学教授 [198-01]

051-05 人文科学研究者

研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学などの人文科学の専門的知識にもとづく調査・分析を通じて、新事実の発見、理論の構築などを目標とした専門的・科学的な研究の仕事に従事するものをいう。

- 教育学研究者、史学研究者、心理学研究者、哲学研究者、美術研究者、文学研究者
- × 人文科学系大学教授 [198-01]

051-06 社会科学研究者

研究施設などにおいて、社会学・法学・政治学・経済学・商学・経営学などの社会科学の専門的知識にもとづく調査・分析を通じて、新事実の発見、理論の構築などを目標とした専門的・科学的な研究の仕事に従事するものをいう。

なお、専門的・科学的な知識と手法を応用して、企業経営の分析、改善点の提案などを行う専門的な仕事に従事するものは、[189-01] に分類する。

- 経営学研究者、経済学研究者、社会学研究者、商学研究者、政治学研究者、法学研究者
- × 経営コンサルタント [189-01]、社会科学系大学教授 [198-01]

051-99 他に分類されない研究者

学際的領域の研究、その他 051-01～051-06 に含まれない、専門的・科学的な試験・調査・研究の仕事に従事するものをいう。

- 栄養学研究者、家政学研究者、食品化学研究者、メカトロニクス研究者

06 農林水産技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・研究・検査などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農林水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [05 研究者]
- (2)専門的・科学的な知識と手段を応用して、食品の製品開発、製造工程の技術的改良などを行う技術的な仕事に従事するもの [07 開発技術者、08 製造技術者]

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

061 農林水産技術者

061 農林水産技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、農林水産業の生産に関する企画・指導・管理・研究・検査などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農林水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051]
- (2)専門的・科学的な知識と手段を応用して、食品の製品開発、製造工程の技術的改良などを行う技術的な仕事に従事するもの [071、081]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 061-01 農業技術者
- 061-02 畜産技術者
- 061-03 林業技術者
- 061-04 水産技術者

061-01 農業技術者

作物（稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物）の栽培および土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布および農作物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、農学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
 - (2)飼料作物の栽培に関する技術的な仕事に従事するもの [061-02]
 - (3)灌漑・農業給排水・圃場整備などの土木に関する技術的な仕事に従事するもの [092]
 - (4)農作物の防疫の作業に従事するもの [469-99]
- 農業技術指導員、農業経営指導員、農産物検査員、普及指導員（農業）、
× 農業試験場研究員 [051-03]、飼料技術員 [061-02]、農業土木技術者 [092]、植物防疫員（農産物） [469-99]

061-02 畜産技術者

家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼育・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、畜産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
 - (2)と畜検査に従事するもの [123-01]
- 家畜人工授精師（獣医師でないもの）、畜産技術指導員、ひな鑑別員、普及指導員（畜産）、孵（ふ）卵技術者、ふん尿処理技術者
× 畜産試験場研究員 [051-03]、と畜検査員 [123-01]

061-03 林業技術者

山林用種苗の育成・生産、苗木の植栽、林木の保育・保護、林産物の生産・利用に関する企画・指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、林学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
 - (2)山地災害の防止、水源のかん養などの治山に関する技術的な仕事に従事するもの [092]
- 山林用種苗技術者、森林病虫害防除技術者、普及指導員（林業）
× 林業試験場研究員 [051-03]、林業土木技術者 [092]

061-04 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、水産学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-03]
- (2)専門的・科学的な知識と手段を応用して水産食品の製品開発、製造工程の技術的改良などを行う技術的な仕事に従事するもの [071-01、081-01]
- 水産資源保護指導員、普及指導員（水産業）、養殖技術者
- × 水産試験場研究員 [051-03]、水産食品開発技術者 [071-01]、水産食品製造技術者 [081-01]

07 開発技術者

専門的・科学的な知識と手段を応用して、飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、船舶、金属製錬、化学品などの製品開発・技術開発・技術改良などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

各種機械器具の部品の開発に関する技術的な仕事に従事するものは、その部品の材質・製法・機能によって〔072～079のうちいずれかの対応する項目〕に分類する。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの〔05 研究者〕
- (2)飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、化学品などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの〔08 製造技術者〕
- (3)新商品の企画・開発に関する事務の仕事に従事するもの〔25 一般事務の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 071 食品開発技術者
- 072 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）
- 073 機械開発技術者
- 074 自動車開発技術者
- 075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）
- 076 金属製錬・材料開発技術者
- 077 化学品開発技術者
- 079 その他の開発技術者

071 食品開発技術者

各種の飲食料品の製品開発において、原材料の分析、加工法の検討などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲食料品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔081〕
- (2)食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの〔159〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 071-01 食品開発技術者

071-01 食品開発技術者

各種の飲食料品の製品開発において、原材料の分析、加工法の検討などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 飲食料品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [081-01]
- (2) 食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの [159-99]
- 水産食品開発技術者、清涼飲料開発技術者、醸造技術者（開発）、乳製品開発技術者
- × 食品製造技術者 [081-01]、食品衛生監視員 [159-99]

072 電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路などの同機械器具部品の開発・設計、発送電などの電気の技術開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計などに関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気化学製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [077]
- (2) 電気・電子・電気通信機器を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [082]
- (3) 通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106]
- (4) 無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [246]
- (5) 指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

072-01 電気・電子・電気通信設計技術者

072-99 他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

072-01 電気・電子・電気通信設計技術者

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路などの同機械器具部品の設計、発送電・電気照明などの電気施設の設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気・電子・電気通信機器を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [082-01]
- (2) 電気・電子機器および電気通信機器の意匠設計の仕事に従事するもの [224-04]
- (3) 指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643-03]
- 液晶ディスプレイ（LCD）設計技術者、回路設計技術者、テレビ設計技術者、電気通信機器設計技術者、電子機器設計技術者、電動機設計技術者、電話機設計技術者、発電機設計技術者

- × 電気・電子・電気通信機器生産技術者 [082-01]、工業デザイナー [224-04]、CAD オペレーター（電気・電子製図） [643-03]

072-99 他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）

072-01 に含まれない、電気・電子・電気通信の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- テレビ開発技術者（設計を除く）、電動機開発技術者（設計を除く）、電話機開発技術者（設計を除く）、発送電開発技術者、発電機開発技術者（設計を除く）、半導体製品開発技術者（設計を除く）
- × 電気化学技術者（開発） [077-01]、通信ネットワーク技術者 [106-01]、無線通信員 [246-01]、無線技術員 [246-02]

073 機械開発技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶などの輸送用機器を除く）・機械設備の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの
 - (2)はん用的に各種の機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具およびその部品の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)機械器具・機械設備を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [083]
 - (2)機械の意匠設計の仕事に従事するもの [224]
 - (3)指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 073-01 機械設計技術者
- 073-99 他に分類されない機械開発技術者

073-01 機械設計技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶などの輸送用機器を除く）・機械設備の設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機の設計に関する技術的な仕事に従事するもの
 - (2)はん用的に各種の機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具およびその部品の設計に関する技術的な仕事に従事するもの
- なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)機械器具・機械設備を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術

的な仕事に従事するもの [083-01]

(2)機械の意匠設計の仕事に従事するもの [224-04]

(3)指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643-02]

- エンジン設計技術者、化学プラント設計技術者、金型設計士、建設機械設計技術者、航空計器設計技術者、工作機械設計技術者、産業用ロボット設計技術者、精密測定工具設計技術者、土木機械設計技術者、農業用機械設計技術者、半導体製造装置設計技術者、ボイラー設計技術者
- × 機械生産技術者 [083-01]、機械デザイナー [224-04]、CAD オペレーター（機械製図） [643-02]

073-99 他に分類されない機械開発技術者

073-01 に含まれない、各種の機械器具・機械設備の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 印刷機械開発技術者（設計を除く）、建設機械開発技術者（設計を除く）、原動機開発技術者（設計を除く）、自動化機械開発技術者（設計を除く）、写真機開発技術者（設計を除く）、精密測定機開発技術者（設計を除く）、染色機械開発技術者（設計を除く）

074 自動車開発技術者

自動車の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動車エンジンの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073]
- (2)自動車の意匠設計の仕事に従事するもの [224]

なお、自動車を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[084] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

074-01 自動車設計技術者

074-99 他に分類されない自動車開発技術者

074-01 自動車設計技術者

自動車の設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

- (1)自動車エンジンの設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073-01]
- (2)自動車の意匠設計の仕事に従事するもの [224-04]

なお、自動車を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[084-01] に分類する。

- バスボディー設計技術者
- × 自動車用エンジン設計技術者 [073-01]、自動車生産技術者 [084-01]、自動車デザイナー [224-04]

074-99 他に分類されない自動車開発技術者

074-01 に含まれない、自動車の開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 自動車開発技術者（設計を除く）

075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073] を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[085] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

075-01 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）**075-01 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）**

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073-01、073-99] を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[085-01] に分類する。

- 航空機設計技術者、船舶設計技術者、造船技術者（開発）、鉄道車両設計技術者
- × 船用機関設計技術者 [073-01]、航空機エンジン設計技術者 [073-01]、航空計器設計技術者 [073-01]、鉄道車両製造技術者 [085-01]、船舶製造技術者 [085-01]

076 金属製錬・材料開発技術者

金属の製錬・精錬・溶解・ casting・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などにおける技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 非金属の精製に関する技術開発の仕事に従事するもの [077]
- (2) 金属の製錬・ casting・鍛造・圧延などを行うため、製造工程の設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [086]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

076-01 金属製錬・材料開発技術者

076-01 金属製錬・材料開発技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などの製品開発・技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)非金属の精製に関する技術開発の仕事に従事するもの [077-01]
- (2)金属の製錬・鑄造・鍛造・圧延などを行うため、製造工程の設計、工程管理、品質管理などの技術的な仕事に従事するもの [086-01]
- 圧延開発技術者、鑄物開発技術者、金属製錬開発技術者、合金開発技術者、製鉄開発技術者、鍛造開発技術者、鑄造開発技術者、電気精錬開発技術者
- × 非金属精製開発技術者 [077-01]、金属製錬製造技術者 [086-01]

077 化学品開発技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医薬品の開発において、薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)食用油脂製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [071]
- (2)ファインセラミックス製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [079]
- (3)化学品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

077-01 化学品開発技術者

077-01 化学品開発技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医薬品の開発において、薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの [051-04] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)食用油脂製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [071-01]
- (2)ファインセラミックス製品の開発に関する技術的な仕事に従事するもの [079-01]
- (3)化学品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087-01]

- 化学繊維開発技術者、化学肥料開発技術者、化学薬品開発技術者、化粧品開発技術者、合成ゴム開発技術者、バイオケミカル開発技術者、プラスチック製品開発技術者、油脂製品開発技術者、高分子化学製品開発技術者、無機化学製品開発技術者、有機化学製品開発技術者
- × 薬学研究者 [051-04]、植物油開発技術者 [071-01]、ファインセラミックス製品開発技術者 [079-01]、化学品生産技術者 [087-01]

079 その他の開発技術者

窯業製品の開発、その他 071～077 に含まれない、製品開発・技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 079-01 窯業製品開発技術者
- 079-99 他に分類されない開発技術者

079-01 窯業製品開発技術者

陶磁器（ファインセラミックスを含む）・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品、研磨材などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、窯業製品・研磨材などを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するものは、[089-01] に分類する。

- ガラス製品開発技術者、研削材開発技術者、セメント開発技術者、陶磁器開発技術者、ファインセラミックス製品開発技術者
- × ガラス製品製造技術者 [089-01]、研削材製造技術者 [089-01]

079-99 他に分類されない開発技術者

採鉱・染色・紡績などに関する技術開発、その他 079-01 に含まれない、製品開発・技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原子力技術者（開発）、鉱山開発技術者、採鉱開発技術者、織布開発技術者、染色開発技術者、探鉱開発技術者、紡績開発技術者

08 製造技術者

飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、船舶、化学品などを製造するため、専門的・科学的な知識と手段を応用して、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

各種機械器具の部品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発、工程管理などの技術的な仕事に従事するものは、その部品の材質・製法・機能によって〔082～089のうちいずれかの対応する項目〕に分類する。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)試験場・研究所などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するもの〔05 研究者〕
- (2)飲食料品、電気・電子・電気通信機器、機械、自動車、化学品などの製品開発・技術開発・技術改良に関する技術的な仕事に従事するもの〔07 開発技術者〕
- (3)製造現場において主に作業員を監督する仕事に従事するもの〔H 生産工程の職業〕

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 081 食品製造技術者
- 082 電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）
- 083 機械製造技術者
- 084 自動車製造技術者
- 085 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）
- 086 金属製錬・材料製造技術者
- 087 化学品製造技術者
- 089 その他の製造技術者

081 食品製造技術者

各種の飲食料品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)飲食料品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの〔071〕
- (2)食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの〔159〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 081-01 食品製造技術者

081-01 食品製造技術者

各種の飲食料品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 飲食料品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの [071-01]
- (2) 食品の衛生監視に関する仕事に従事するもの [159-99]
- 缶詰製造技術者、食品冷凍技術者（開発技術者を除く）、醸造技術者（開発技術者を除く）、水産食品製造技術者、製糖技術者（開発技術者を除く）、製粉技術者（開発技術者を除く）、清涼飲料製造技術者、乳製品製造技術者
- × 食品開発技術者 [071-01]、食品衛生監視員 [159-99]

082 電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路など同機械器具部品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するもの、ならびに発電・電気照明などの電気施設の維持管理、施設工事の施工管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気・電子・電気通信機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [072]
- (2) 電気化学製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087]
- (3) 通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106]
- (4) 無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [246]
- (5) 電気工事の作業に従事するもの [725]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 082-01 電気・電子・電気通信機器生産技術者
- 082-02 電気工事技術者
- 082-99 他に分類されない電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）

082-01 電気・電子・電気通信機器生産技術者

電気機器・電子応用装置・電気通信機器などの各種の電気・電子機械器具および半導体集積回路など同機械器具部品を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 電気・電子・電気通信機器の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [072-01]
- (2) 電気化学製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087-01]

大分類B 専門的・技術的職業

- 電気機器生産技術者、電子機器生産技術者、電気通信機器生産技術者
- × 電気・電子・電気通信機器設計技術者 [072-01]、電気化学製品生産技術者 [087-01]

082-02 電気工事技術者

住宅・ビル・工場などの電気工事、電気設備工事、および電気通信工事において、施工図・工程表の作成、作業の指揮・監督、工程管理、品質・安全管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、電気工事の作業に従事するものは、[725-01] に分類する。

- 電気工事施工管理技術者、電気施設施工管理技術者
- × 電気工事工 [725-01]

082-99 他に分類されない電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）

工程管理、品質管理、その他 082-01 および 082-02 に含まれない、電気・電子・電気通信機器の製造および電気施設に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)通信ネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106-01]
- (2)無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するもの [246-01、246-02]
- 電気・電子機器製造技術者（生産技術者を除く）、電気通信機器製造技術者（生産技術者を除く）
- × 通信ネットワーク技術者 [106-01]、無線通信員 [246-01]、無線技術員 [246-02]

083 機械製造技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶などの輸送用機器を除く）・機械設備を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)自動車・航空機・船舶の原動機を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの
- (2)はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具およびその部品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・機械設備の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073]
- (2)電気・電子・電気通信機器の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [082]
- (3)自動車・航空機・船舶等の輸送用機械の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [084、085]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

083-01 機械生産技術者

083-99 他に分類されない機械製造技術者

083-01 機械生産技術者

各種の機械器具（電気・電子・電気通信機器、自動車・航空機・船舶等の輸送用機器を除く）・機械設備を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)機械器具・機械設備の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するもの [073-01]
 - (2)電気・電子・電気通信機器を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [082-01]
 - (3)自動車を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [084-01]
 - (4)航空機・船舶など、自動車を除く輸送用機器の製造に関する技術的な仕事に従事するもの [085-01]
- 原動機生産技術者、工作機械生産技術者、精密機械生産技術者
 × 機械設計技術者 [073-01]、エンジン設計技術者 [073-01]、工作機械設計技術者 [073-01]、半導体製造装置設計技術者 [073-01]、電気機器生産技術者 [082-01]、電子機器生産技術者 [082-01]、電気通信機器生産技術者 [082-01]、自動車生産技術者 [084-01]、航空機製造技術者 [085-01]、船舶製造技術者 [085-01]

083-99 他に分類されない機械製造技術者

工程管理、品質管理、その他 083-01 に含まれない、機械器具・機械設備の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原動機製造技術者（生産技術者を除く）、工作機械製造技術者（生産技術者を除く）、精密機械製造技術者（生産技術者を除く）

084 自動車製造技術者

自動車を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、自動車エンジンを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [083] を除く。

なお、自動車の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは [074] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

084-01 自動車生産技術者

084-99 他に分類されない自動車製造技術者

084-01 自動車生産技術者

自動車を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、自動車エンジンを製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔083-01〕を除く。

なお、自動車の開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは、〔074-01〕に分類する。

- 自動車生産技術者
- × 自動車設計技術者〔074-01〕、自動車用エンジン生産技術者〔083-01〕

084-99 他に分類されない自動車製造技術者

工程管理、品質管理、その他 084-01 に含まれない、自動車の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 自動車製造技術者（生産技術者を除く）

085 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔083〕を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは、〔075〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

085-01 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

085-01 輸送用機器製造技術者（自動車を除く）

鉄道車両・船舶・航空機など、自動車を除く輸送用機器を製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・計器および船用機関を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの〔083-01〕を除く。

なお、鉄道車両・船舶・航空機などの開発・設計に関する技術的な仕事に従事するものは、〔075-01〕に分類する。

- 航空機製造技術者、船舶製造技術者、鉄道車両製造技術者
- × 鉄道車両設計技術者〔075-01〕、船舶設計技術者〔075-01〕、航空機エンジン生産技術者〔083-01〕、

船用機関生産技術者 [083-01]

086 金属製錬・材料製造技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などにおける、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属の製錬・鑄造・鍛造・圧延などにおける技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するもの [076]
- (2)非金属を精製するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

086-01 金属製錬・材料製造技術者

086-01 金属製錬・材料製造技術者

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・鍛造・熱処理・圧延・表面処理、合金の製造などにおける、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)金属の製錬・鑄造・鍛造・圧延などにおける技術開発・技術改良などの開発に関する技術的な仕事に従事するもの [076-01]
 - (2)非金属を精製するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [087-01]
- 圧延技術者（開発技術者を除く）、鑄物技術者（開発技術者を除く）、金属製錬技術者（開発技術者を除く）、合金技術者（開発技術者を除く）、製鉄技術者（開発技術者を除く）、鍛造技術者（開発技術者を除く）、鑄造技術者（開発技術者を除く）、電気精錬技術者（開発技術者を除く）
 - × 金属製錬開発技術者 [076-01]、鑄造開発技術者 [076-01]、圧延開発技術者 [076-01]、アルミナ生産技術者 [087-01]

087 化学品製造技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

試料の分析・測定・検査などの技術的な仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- (1)化学品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの [077]
- (2)食用油脂製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [081]
- (3)ファインセラミックス製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [089]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 087-01 化学品生産技術者
- 087-02 分析化学技術者
- 087-99 他に分類されない化学品製造技術者

087-01 化学品生産技術者

工業用化学製品・化学肥料・油脂製品（食用製品を除く）・塗料・医薬品・火薬・香料・化粧品・石油製品・ゴム製品・プラスチック製品・化学繊維などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)化学品の製品開発に関する技術的な仕事に従事するもの [077-01]
 - (2)食用油脂製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [081-01]
 - (3)ファインセラミックス製品を製造するため、製造工程の設計、生産設備の開発などの技術的な仕事に従事するもの [089-01]
- 医薬品生産技術者、化学繊維生産技術者、化学肥料生産技術者、化学薬品生産技術者、化粧品生産技術者、合成ゴム生産技術者、高分子化学製品生産技術者、バイオケミカル生産技術者、プラスチック製品生産技術者、無機化学製品生産技術者、有機化学製品生産技術者、油脂製品生産技術者
 - × 化学肥料開発技術者 [077-01]、合成ゴム開発技術者 [077-01]、化学繊維開発技術者 [077-01]、植物油製造技術者 [081-01]、化学工業用セラミックス製造技術者 [089-01]

087-02 分析化学技術者

物質に含まれる成分およびその量・性質を明らかにするため、試料の分析・測定・検査などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医薬品検査技術員、無機薬品分析検査技術員、有機薬品分析技術員

087-99 他に分類されない化学品製造技術者

工程管理、品質管理、その他 087-01 および 087-02 に含まれない、化学品の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医薬品製造技術者（生産技術者を除く）、化学繊維製造技術者（生産技術者を除く）、化学肥料製造技術者（生産技術者を除く）、化学薬品製造技術者（生産技術者を除く）、化粧品製造

技術者（生産技術者を除く）、合成ゴム製造技術者（生産技術者を除く）、高分子化学製品製造技術者（生産技術者を除く）、プラスチック製品製造技術者（生産技術者を除く）、無機化学製品製造技術者（生産技術者を除く）、有機化学製品製造技術者（生産技術者を除く）、油脂製品製造技術者（生産技術者を除く）

089 その他の製造技術者

窯業製品の製造、その他 081～087 に含まれない、製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

089-01 窯業製品製造技術者

089-99 他に分類されない製造技術者

089-01 窯業製品製造技術者

陶磁器（ファインセラミックスを含む）・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品、研磨材などを製造するため、製造工程の設計・改造、生産設備の開発・設計、生産準備、工程管理、品質管理、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、窯業製品・研磨材などの開発に関する技術的な仕事に従事するものは、[079-01]に分類する。

- ガラス製品製造技術者、研削材製造技術者、セメント製造技術者、ファインセラミックス製品製造技術者、陶磁器製造技術者
- × ガラス製品開発技術者 [079-01]、研削材開発技術者 [079-01]

089-99 他に分類されない製造技術者

鉱山における採掘・採取・保安、繊維製品の漂白・染色、その他 089-01 に含まれない、製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原子力技術者（開発技術者を除く）、鉱山技術者（開発技術者を除く）、織布技術者（開発技術者を除く）、染色技術者（開発技術者を除く）、紡績技術者（開発技術者を除く）

09 建築・土木・測量技術者

建築、土木、または測量に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して、建築物・土木施設の計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などを行う技術的な仕事に従事するもの、および測量計画の作成、測量作業の指揮などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、試験場・研究所などの試験・研究施設において、建築・土木に関する専門的・科学的知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、[05 研究者] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 091 建築技術者
- 092 土木技術者
- 093 測量技術者

091 建築技術者

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、土地台帳・家屋台帳に登録するための、土地・家屋の調査・測量、申請手続きの代理などの仕事に従事するものは、[179] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 091-01 建築設計技術者
- 091-02 建築工事監督
- 091-99 他に分類されない建築技術者

091-01 建築設計技術者

住宅・学校・ビル・工場などの建築物の建設・改修において、意匠・構造・設備などの設計図の作成、工事監理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)住宅の改修に関する相談の仕事に従事するもの [281-02]

(2)指示を受けて製図の作業にのみ従事するもの [643-01]

○ 建築構造設計技術者、建築設計士、建築設備設計技術者

× 住宅リフォーム相談員 [281-02]、CAD オペレーター（建築製図） [643-01]

091-02 建築工事監督

住宅・学校・ビル・工場などの建築・改修工事において、施工図・工程表の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質・安全の管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 建築工事現場監督、建築施工管理技術者

091-99 他に分類されない建築技術者

建築物の検査・耐震診断、その他 091-01 および 091-02 に含まれない、建築に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- 耐震診断士（建築士であるもの）、建物検査員（建築士であるもの）

092 土木技術者

道路・橋・トンネル・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港などの土木施設の建設・改修・維持、宅地・農地・水路などの改良・造成、都市計画、水力開発、災害復旧などに関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

土木工事の計画・施工に伴う付随的な測量作業に従事するものを含む。

なお、土地・水路などの測量に関する計画の作成、測量作業の実施などの技術的な仕事に従事するものは、[093] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 092-01 土木設計技術者
- 092-02 土木工事監督
- 092-99 他に分類されない土木技術者

092-01 土木設計技術者

道路・橋・トンネル・河川などの土木施設の建設・改修、宅地・農地などの改良・造成、都市計画、水力開発などにおいて、測量、地質調査、構造物の設計図の作成、工事監理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、地質調査の仕事にもっぱら従事するもの [119-99] を除く。

- 港湾設計技術者、造園設計技術者、鉄道線路設計技術者、土木施設設計技術者
- × 地質調査技術員 [119-99]

092-02 土木工事監督

道路・橋・トンネル・河川などの土木施設の建設・改修、宅地・農地などの改良・造成、都市計画、水力開発などの土木工事において、施工図・工程表の作成、作業の指導・監督、工程管理、品質・安全の管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- 土木工事現場監督、土木施工管理技術者

092-99 他に分類されない土木技術者

土木工事・土木施設の検査、その他 092-01 および 092-02 に含まれない、土木に関する技術的な仕事に従事するものをいう

- 工事検査官（地方整備局）、土木工事検査員

093 測量技術者

測量士の免許を有し、測量計画の作成、測量器械の調節、測量作業の実施・指揮、測量結果のとりまとめなどの専門的・技術的な仕事に従事するもの、および測量士補の免許を有し、測量士の作成した測量計画にもとづいて測量作業に従事するものをいう。

ただし、土地の境界を確定するための測量に従事するもの [179] を除く。

なお、測量士補の免許を有せず、建築・土木工事のための測量作業にのみ従事するものは、[719] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 093-01 測量士**
- 093-98 測量士補**

093-01 測量士

測量士の免許を有し、測量計画の作成、測量器械の調節、測量作業の実施・指揮、測量結果のとりまとめなどの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、土地の境界を確定するための測量に従事するもの [179-01] を除く。

- 測量士
- × 土地家屋調査士 [179-01]

093-98 測量士補

測量士補の免許を有し、測量士の作成した測量計画にもとづいて測量作業に従事するものをいう。

なお、測量士補の免許を有せず、建築・土木工事のための測量作業にのみ従事するものは、[719-03] に分類する。

- 測量士補
- × 測量作業員 [719-03]

10 情報処理・通信技術者

電子計算機を用いて情報の入出力・変換・計算・検索・蓄積・通信などを行うため、情報処理・通信技術に関する専門的・科学的な知識と手段を応用して、適用業務の分析、情報処理システムの企画、ソフトウェアの開発、コンピュータネットワークの構築、構築されたシステムの管理・保守などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、試験場・研究所などの試験・研究施設において、情報処理・通信技術に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、[05 研究者] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 101 システムコンサルタント
- 102 システム設計技術者
- 103 情報処理プロジェクトマネージャ
- 104 ソフトウェア開発技術者
- 105 システム運用管理者
- 106 通信ネットワーク技術者
- 109 その他の情報処理・通信技術者

101 システムコンサルタント

企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて経営・業務上の課題を整理し、課題解決のために情報処理・通信技術を活用したシステムの提案などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、情報システムの構築に関する営業の仕事に従事するものは、[345] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 101-01 システムコンサルタント

101-01 システムコンサルタント

企業・組織の経営・業務環境の分析などにもとづいて経営・業務上の課題を整理し、課題解決のために情報処理・通信技術を活用したシステムの提案などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、情報システムの構築に関する営業の仕事に従事するものは、[345-02] に分類する。

- IT コンサルタント
- × システム営業員 [345-02]

102 システム設計技術者

企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・電気通信技術を活用して、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなどによって構成されるシステム全体の基本構造を計画・設計する技術的な仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発の企画、企業等におけるシステムの導入に関する企画およびシステム導入時の監督の仕事に従事するものを含む。

なお、個々のソフトウェアの開発に従事するものは、[104] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

102-01 システム設計技術者

102-01 システム設計技術者

企業・組織の経営・業務上の課題を解決するため、情報処理・電気通信技術を活用して、ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークなどによって構成されるシステム全体の基本構造を計画・設計する技術的な仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発の企画、企業等におけるシステムの導入に関する企画およびシステム導入時の監督の仕事に従事するものを含む。

なお、個々のソフトウェアの開発に従事するものは、[104-01～104-99] に分類する。

- システムアーキテクト、システムアナリスト、社内システムエンジニア（主にシステムの設計に従事するもの）
- × ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）[104-01]、ソフトウェア開発技術者（汎用機系）[104-03]、プログラマー [104-04]

103 情報処理プロジェクトマネージャ

システム開発を担当するプロジェクトチームの責任者として、プロジェクト実行計画の作成、予算・要員・納期・品質の管理、業務の監督などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

103-01 情報処理プロジェクトマネージャ

103-01 情報処理プロジェクトマネージャ

システム開発を担当するプロジェクトチームの責任者として、プロジェクト実行計画の作成、予算・要員・納期・品質の管理、業務の監督などを行う専門的な仕事に従事するものをいう。

- プロジェクトマネージャ（アプリケーションソフトウェア開発）、プロジェクトマネージャ（システム開発）

104 ソフトウェア開発技術者

コンピュータ上で作動するシステムソフトウェア（ミドルウェアを含む）およびアプリケーションソフトウェア（パッケージソフトウェアを含む）を作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成、プログラムの開発、作成したソフトウェアのテストなどを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

データベースの設計などを含む、データベースを利用したソフトウェアの開発に従事するものは、[104-01～104-99のうちいずれかの対応する項目]に分類する。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102]

(2)電話による、ソフトウェアの操作に関する利用者からの質疑に対応する仕事に従事するもの [256]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 104-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）
- 104-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）
- 104-03 ソフトウェア開発技術者（汎用機系）
- 104-04 プログラマー
- 104-99 他に分類されないソフトウェア開発技術者

104-01 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）

ウェブ標準・オープン標準に準拠したシステム上で作動するソフトウェアを作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- WEB系ソフトウェア開発技術者、オープン系ソフトウェア開発技術者、コンテンツ開発技術者（モバイルサイト）

104-02 ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）

各種機器の動作を制御するために機器の中に組み込まれるマイクロコンピュータ用のソフトウェアを作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- 組込系ソフトウェア開発技術者、制御系ソフトウェア開発技術者

104-03 ソフトウェア開発技術者（汎用機系）

大型汎用コンピュータを中心にしたシステム上で作動するソフトウェアを作成するため、要件の定義、仕様書の作成、プログラム設計書の作成などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

- 汎用機系ソフトウェア開発技術者

104-04 プログラマー

プログラム設計書にもとづくプログラムの作成、作成したプログラムのテスト、プログラムの保守に必要な文書の作成などの技術的な仕事に従事するものをいう。

- コーダー、ソフトウェアプログラマー

104-99 他に分類されないソフトウェア開発技術者

作成したソフトウェアの動作テスト、その他 104-01～104-04 に含まれない、ソフトウェアの開発に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

- ソフトウェアテスト技術者
- × システムアナリスト [102-01]、ユーザーサポート応接員（電話によるもの） [256-02]

105 システム運用管理者

構築されたシステムおよびネットワークの運用・維持・管理・安全性確保・保守に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102]
- (2)コンピュータネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106]
- (3)コンピュータ機器の保守作業に従事するもの [602]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

105-01 システム運用管理者

105-01 システム運用管理者

構築されたシステムおよびネットワークの運用・維持・管理・安全性確保・保守に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102-01]
 - (2)コンピュータネットワークの構築に関する技術的な仕事に従事するもの [106-01]
 - (3)コンピュータ機器の保守作業に従事するもの [602-03]
- サーバー管理者、システム管理者、社内システムエンジニア（主にシステムの運用に従事するもの）、情報セキュリティ技術者、データベース管理者、テクニカルサポート技術員
 - × システム設計技術者 [102-01]、ネットワーク技術者 [106-01]、電子計算機保守員 [602-03]

106 通信ネットワーク技術者

有線電気通信または無線通信によってネットワークを構築するため、事業用電気通信設備および LAN 設備の計画・設計、設備工事の施行管理などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

通信規格などの通信技術に関する技術的な仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102]
- (2)システムの運用・維持・管理・保守に関する技術的な仕事に従事するもの [105]
- (3)通信回線を構内に配線する作業に従事するもの [724]
- (4)通信回線に利用者の端末機器を接続する作業に従事するもの [724]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

106-01 通信ネットワーク技術者

106-01 通信ネットワーク技術者

有線電気通信または無線通信によってネットワークを構築するため、事業用電気通信設備および LAN 設備の計画・設計、設備工事の施行管理などを行う技術的な仕事に従事するものをいう。

通信規格などの通信技術に関する技術的な仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)主にシステム全体の構成を企画する技術的な仕事に従事するもの [102-01]
 - (2)システムの運用・維持・管理・保守に関する技術的な仕事に従事するもの [105-01]
 - (3)通信回線を構内に配線する作業に従事するもの [724-02]
 - (4)通信回線に利用者の端末機器を接続する作業に従事するもの [724-02]
- 電気通信技術者、電気通信施設技術者、ネットワーク技術者
 - × システムアーキテクト [102-01]、サーバー管理者 [105-01]、通信線配線工 [724-02]、通信機器据付工 [724-02]

109 その他の情報処理・通信技術者

101～106 に含まれない、情報処理・通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

109-99 その他の情報処理・通信技術者

109-99 その他の情報処理・通信技術者

101-01～106-01 に含まれない、情報処理・通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。

11 その他の技術者

[06 農林水産技術者] ～ [10 情報処理・通信技術者] に含まれない、専門的・科学的な知識を必要とする技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）などにおける自然科学に関する専門的訓練またはこれと同程度以上の専門的知識と実務的経験を必要とする。

なお、試験場・研究所などの試験・研究施設において、自然科学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、[05 研究者] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

119 その他の技術者

119 その他の技術者

労働災害の防止、下水処理施設の運転・安全管理、その他 061～109 に含まれない、専門的・科学的な知識を必要とする技術的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

119-01 労働安全衛生技術者

119-02 環境衛生技術者

119-99 他に分類されない技術者

119-01 労働安全衛生技術者

労働災害の防止、安全な労働環境の確保、職場における有害物質の調査、安全管理上の指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 作業環境測定士、労働安全コンサルタント

× 労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）[159-99]

119-02 環境衛生技術者

下水・し尿・廃棄物処理施設の運転・安全管理、処理技術に関する調査、処理方法の開発、技術指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 下水処理技術者、し尿処理施設技術者、廃棄物処理施設技術管理者、水処理施設管理技術者

× 建築物環境衛生管理技術者 [159-99]

119-99 他に分類されない技術者

建築・土木工事に伴う地質調査、ボイラー・圧力容器・クレーン・エレベータの性能検査、高圧ガス設備の保安検査、その他 119-01 および 119-02 に含まれない、専門的・科学的な知識を必要とする技術的な仕事に従事するものをいう。

○ 地質調査技術員、ボイラー検査員、高圧ガス設備保安検査員

12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

医師、歯科医師、獣医師、または薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤などの医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、医師、歯科医師、または薬剤師の免許を有し、診断・治療・調剤などの仕事に従事する自衛官〔43 自衛官〕を除く。

なお、医学・歯学・獣医学・薬学に関する専門的・科学的な知識を必要とする試験・研究の仕事に従事するものは、〔05 研究者〕に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 121 医師
- 122 歯科医師
- 123 獣医師
- 124 薬剤師

121 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう（矯）正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの〔198〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

121-01 医師

121-01 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的きょう（矯）正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの〔198-01〕を除く。

- 医師
- × 医学系大学教授〔198-01〕

122 歯科医師

歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織または口くう（腔）に生ずる疾患についての診断・治療、予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの [198] を除く。

なお、歯科診療の補助業務に従事するものは、[372] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

122-01 歯科医師

122-01 歯科医師

歯科医師の免許を有し、歯・その周囲組織または口くう（腔）に生ずる疾患についての診断・治療、予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長を含む。

ただし、大学の教授・准教授または講師であって学生等に対する教授および大学付属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの [198-01] を除く。

なお、歯科診療の補助業務に従事するものは、[372-01] に分類する。

○ 歯科医師

× 歯学系大学教授 [198-01]、歯科助手 [372-01]

123 獣医師

獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの疾患・機能障害の診断・治療、飼主に対する保健衛生指導、動物・畜産物の防疫、と畜検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する動物病院長・家畜診療所長を含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)家畜人工授精師の免許を有し、家畜の人工授精を行う仕事に従事するもの [061]

(2)獣医療の補助業務に従事するもの [379]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

123-01 獣医師

123-01 獣医師

獣医師の免許を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの疾患・機能障害の診断・治療、飼主に対する保健衛生指導、動物・畜産物の防疫、と畜検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する動物病院長・家畜診療所長を含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)家畜人工授精師の免許を有し、家畜の人工授精を行う仕事に従事するもの [061-02]

(2)獣医療の補助業務に従事するもの [379-01]

- 家畜診療所獣医師、小動物臨床獣医師、動物病院獣医師、と畜検査員
- × 家畜人工授精師（獣医師でないもの） [061-02]、獣医系大学教授 [198-01]、動物病院助手 [379-01]

124 薬剤師

薬剤師の免許を有し、医薬品の調剤・服薬指導・管理などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

薬剤師の免許を有し、薬局・一般店舗において一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの、および医薬品の卸売事業所において医薬品を管理する仕事に従事するものを含む。

ただし、医薬品製造事業所において医薬品の製造を管理する仕事に従事するもの [087]を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)各種の薬品の薬学的な試験・検定・研究の仕事に従事するもの [051]

(2)第二類および第三類の一般用医薬品を販売する仕事に従事するもの [323]

(3)医薬品に関する専門的な情報を医療機関に提供する仕事に従事するもの [343]

(4)調剤の補助業務に従事するもの [379]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 124-01 薬剤師（調剤）
- 124-02 薬剤師（医薬品販売）
- 124-99 他に分類されない薬剤師

124-01 薬剤師（調剤）

薬剤師の免許を有し、薬局・病院において、医師・歯科医師の処方せんにもとづく医薬品の調剤、服薬指導、薬品の管理などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

なお、調剤の補助業務に従事するものは、[379-99] に分類する。

- 調剤薬局薬剤師、薬剤師（病院調剤所）
- × 調剤助手 [379-99]

124-02 薬剤師（医薬品販売）

薬剤師の免許を有し、薬局・一般店舗において、一般用医薬品の販売・服薬指導・管理などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、医薬品登録販売者の資格を有し、第二類および第三類の一般用医薬品を販売する仕事に従事するものは、[323-08] に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- 医薬品販売員（薬剤師）
- × 医薬品登録販売者 [323-08]

124-99 他に分類されない薬剤師

薬剤師の免許を有し、医薬品卸売事業所における医薬品の管理、治験業務、その他124-01 および124-02 に含まれない、薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

- 医薬品管理薬剤師（医薬品卸売業）、治験コーディネーター（CRC：薬剤師であるもの）
- × 薬学研究者 [051-04]、医薬品研究者 [051-04]、医薬品製造管理者（薬剤師） [087-99]、薬事監視員 [159-99]、MR（医薬情報担当者） [343-01]

13 保健師、助産師、看護師

保健師、助産師、または看護師の免許を有し、保健指導、助産、傷病者に対する療養上の世話などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、看護業務に従事する自衛官〔43 自衛官〕を除く。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 131 保健師
- 132 助産師
- 133 看護師、准看護師

131 保健師

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などを通じて、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導を行う仕事に従事するものをいう。

なお、学校において児童・生徒の養護、保健指導などの仕事に従事するものは、〔192～196〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

131-01 保健師

131-01 保健師

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などを通じて、衛生思想の普及啓発、疾病予防の指導、傷病者の療養指導、その他日常生活上必要な保健指導を行う仕事に従事するものをいう。

なお、学校において児童・生徒の養護、保健指導などの仕事に従事するものは、〔192-01、193-01、194-01、195-01、196-01〕に分類する。

- 保健師長
- × 養護教諭（小学校）〔192-01〕、養護教諭（中学校）〔193-01〕、養護教諭（高等学校）〔194-01〕、養護教諭（中等教育学校）〔195-01〕、養護教諭（特別支援学校）〔196-01〕

132 助産師

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

132-01 助産師

132-01 助産師

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導などの仕事に従事するものをいう。

- 助産師長
- × 助産助手 [379-99]

133 看護師、准看護師

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などの仕事に従事するもの、および准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、看護の補助業務に従事するものは、[371] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 133-01 看護師
- 133-02 准看護師

133-01 看護師

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などの仕事に従事するものをいう。

なお、看護の補助業務に従事するものは、[371-01] に分類する。

- 看護師長、治験コーディネーター（CRC：看護師であるもの）、訪問看護師
- × 看護助手 [371-01]

133-02 准看護師

准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦・新生児の療養上の世話、診療の補助業務などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、看護の補助業務に従事するものは、[371-01] に分類する。

- 准看護師
- × 看護助手 [371-01]

14 医療技術者

診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・歯科技工士などの免許を有し、医師または歯科医師の指示・指導のもとに、放射線の人体照射、微生物学的検査、身体運動機能に障害を有するものに対する運動の指導、歯科医療用の補てつ物の製作などを行う専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 141 診療放射線技師
- 142 臨床工学技士
- 143 臨床検査技師
- 144 理学療法士
- 145 作業療法士
- 146 視能訓練士、言語聴覚士
- 147 歯科衛生士
- 148 歯科技工士

141 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、放射線を人体に照射（撮影を含む）する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

141-01 診療放射線技師

141-01 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、放射線を人体に照射（撮影を含む）する仕事に従事するものをいう。

- 診療エックス線技師、レントゲン技師（医療）、放射線技師（医療）
- × レントゲン助手 [379-99]

142 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示・指導のもとに、人工呼吸器・人工透析装置・人工心肺装置などの生命維持管理装置を操作・保守・点検・管理する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

142-01 臨床工学技士

142-01 臨床工学技士

臨床工学技士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示・指導のもとに、人工呼吸器・人工透析装置・人工心肺装置などの生命維持管理装置を操作・保守・点検・管理する仕事に従事するものをいう。

- 臨床工学技士

143 臨床検査技師

臨床検査技師の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指導・監督のもとに、採血、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査・生理学的検査を行う仕事に従事するものをいう。

衛生検査技師の免許を有し、微生物学的検査など各種の検体検査を行う仕事に従事するものを含む。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

143-01 臨床検査技師

143-01 臨床検査技師

臨床検査技師の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指導・監督のもとに、採血、微生物学的検査・血清学的検査・血液学的検査・病理学的検査・寄生虫学的検査・生化学的検査・生理学的検査を行う仕事に従事するものをいう。

衛生検査技師の免許を有し、微生物学的検査など各種の検体検査を行う仕事に従事するものを含む。

- 衛生検査技師、心電図検査員、超音波検査員（臨床検査）
- × 臨床検査補助員 [379-99]

144 理学療法士

理学療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能に障害を有するものに対して運動・歩行の訓練・指導、電気療法、マッサージ、温熱療法などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、電気・熱・光線・水などによる物理療法の補助業務に従事するものは、[379] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

144-01 理学療法士

144-01 理学療法士

理学療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動

機能に障害を有するものに対して運動・歩行の訓練・指導、電気療法、マッサージ、温熱療法などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、電気・熱・光線・水などによる物理療法の補助業務に従事するものは、[379-99]に分類する。

○ PT（理学療法士）

× 温熱療法助手 [379-99]、電気療法助手 [379-99]、物療助手 [379-99]、リハビリ助手 [379-99]

145 作業療法士

作業療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能または精神心理機能に障害を有するものに対して各種の作業・動作の訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、作業療法の補助業務に従事するものは、[379]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

145-01 作業療法士

145-01 作業療法士

作業療法士の免許を有し、病院・診療所などにおいて医師の指示のもとに、身体運動機能または精神心理機能に障害を有するものに対して各種の作業・動作の訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、作業療法の補助業務に従事するものは、[379-99]に分類する。

○ OT（作業療法士）

× 作業療法助手 [379-99]

146 視能訓練士、言語聴覚士

視能訓練士または言語聴覚士の免許を有し、医師の指示のもとに、視機能または言語・聴覚機能に障害を有するものに対して検査・訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

146-01 視能訓練士

146-02 言語聴覚士

146-01 視能訓練士

視能訓練士の免許を有し、医師の指示のもとに、視機能に障害を有するものに対して検査・訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、視能訓練士の免許を有せず、眼鏡などを処方するための視力検査の仕事に従事するものは、[159-99]に分類する。

○ ORT（視能訓練士）

大分類B 専門的・技術的職業

× 検眼士 [159-99]

146-02 言語聴覚士

言語聴覚士の免許を有し、医師または歯科医師の指示のもとに、言語・聴覚機能に障害を有するものに対して検査・訓練・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

○ ST（言語聴覚士）

147 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯牙および口くう（腔）の疾患予防のための歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助、歯科保健指導などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、歯科診療の補助業務にもっぱら従事するもの [372] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

147-01 歯科衛生士

147-01 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導のもとに、歯牙および口くう（腔）の疾患予防のための歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助、歯科保健指導などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、歯科診療の補助業務にもっぱら従事するもの [372-01] を除く。

○ 歯科衛生士

× 歯科助手 [372-01]

148 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物・充てん物・矯正装置の製作・加工・修理の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

148-01 歯科技工士

148-01 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院・歯科診療所・歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物・充てん物・矯正装置の製作・加工・修理の仕事に従事するものをいう。

○ 歯科技工士

× 歯科技工助手 [379-99]

15 その他の保健医療の職業

給食管理、栄養指導、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術、その他〔12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師〕～〔14 医療技術者〕に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 151 栄養士、管理栄養士
- 152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- 153 柔道整復師
- 159 他に分類されない保健医療の職業

151 栄養士、管理栄養士

栄養士または管理栄養士の免許を有し、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・調理指導等の給食管理、栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 151-01 栄養士
- 151-02 管理栄養士

151-01 栄養士

栄養士の免許を有し、学校・病院・福祉施設・会社の食堂などの給食施設における献立の作成・栄養価の計算・調理指導等の給食管理、栄養相談を通じた栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

なお、給食の調理の仕事に従事するものは、〔391-05〕に分類する。

- 学校栄養士、病院栄養士、福祉施設栄養士
- × 給食調理人〔391-05〕

151-02 管理栄養士

管理栄養士の免許を有し、集団給食施設における特別の配慮を必要とする給食の管理、傷病者の療養のための栄養指導、専門的知識を必要とする健康の保持増進のための栄養指導などの仕事に従事するものをいう。

- 管理栄養士

152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

あん摩マッサージ指圧師、はり師、またはきゅう師の免許を有し、施術所などにおいて、あん摩・マッサージ・指圧・はり（鍼）・きゅう（灸）を施す仕事に従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

なお、整体・カイロプラクティック・足裏マッサージ術などを行う仕事に従事するものは[429]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

152-01 あん摩マッサージ指圧師

152-02 はり師

152-03 きゅう師

152-01 あん摩マッサージ指圧師

あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、施術所などにおいて、あん摩・マッサージ・指圧を施す仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)施術の補助業務に従事するもの [379-99]

(2)整体・カイロプラクティック・足裏マッサージ術などを行う仕事に従事するもの [429-03]

○ あん摩師、あん摩マッサージ師、指圧師、マッサージ師

× マッサージ助手 [379-99]、整体師 [429-03]、カイロプラクター [429-03]、リフレクソロジスト [429-03]

152-02 はり師

はり師の免許を有し、施術所などにおいて、はり（鍼）を施す仕事に従事するものをいう。

○ 鍼師

152-03 きゅう師

きゅう師の免許を有し、施術所などにおいて、きゅう（灸）を施す仕事に従事するものをいう。

○ 灸師

153 柔道整復師

柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて、骨・筋・関節などの捻挫・打撲・挫傷した部位に柔道整復を施す仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

153-01 柔道整復師

153-01 柔道整復師

柔道整復師の免許を有し、施術所などにおいて、骨・筋・関節などの捻挫・打撲・挫傷した部位に柔道整復を施す仕事に従事するものをいう。

- 整骨医、接骨医
- × 柔道教師 [244-03]、柔道整復助手 [379-99]

159 他に分類されない保健医療の職業

義肢の製作、その他 151～153 に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

159-01 義肢装具士

159-99 他に分類されないその他の保健医療の職業

159-01 義肢装具士

義肢装具士の免許を有し、医師の処方にもとづいて、身体または機能の一部を失った人のための義手・義足・装具を製作する仕事に従事するものをいう。

- 義肢装具士

159-99 他に分類されないその他の保健医療の職業

病院における心理相談、眼鏡などを処方するための視力の検査、その他 159-01 に含まれない、医療・保健衛生に関する専門的・技術的な仕事をいう。

- 検眼士、建築物環境衛生管理技術者、心理カウンセラー（病院）、臨床心理士（病院）、労働衛生コンサルタント（医師・保健師でないもの）

16 社会福祉の専門的職業

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所・社会福祉施設・福祉団体などにおける、調査・判定・相談・援助・指導・保護・教護・援護・育成・保育などの専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 161 福祉相談・指導専門員
- 162 福祉施設指導専門員
- 163 保育士
- 169 その他の社会福祉の専門的職業

161 福祉相談・指導専門員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所において、児童・障害者・高齢者などの社会的保護・支援を必要とするものに対する調査・判定・相談・助言・援助・指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 161-01 福祉相談員
- 161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員

161-01 福祉相談員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所において、生活上の問題、児童・障害者・女性・家庭の抱える問題などに対する相談・助言・援助などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)福祉事務所において社会的保護・支援を必要とするものに対する調査、援助方針のとりまとめなどの仕事に従事するもの [161-99]
 - (2)老人福祉施設において高齢者の抱える問題に対する相談・助言・援助などの仕事に従事するもの [162-01]
 - (3)医療機関において傷病者・障害者などの抱える問題に対する相談・助言・援助などの仕事に従事するもの [169-02]
 - (4)社会福祉協議会において各種の問題に対する相談・助言・援助などの仕事に従事するもの [169-99]
- 家庭相談員、ケースワーカー（障害者更生相談所）、児童福祉司、障害者福祉司、相談員（児童相談所）、相談員（婦人相談所）、母子自立支援員、面接員（福祉事務所）
 - × ケースワーカー（福祉事務所：現業員）[161-99]、福祉事務所地区担当員 [161-99]、生活相

談員（老人福祉施設）[162-01]、病院ケースワーカー [169-02]、相談員（社会福祉協議会）[169-99]

161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員

社会的保護・支援を必要とするものの調査、心理判定、その他 161-01 に含まれない、相談・助言・援助・指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- ケースワーカー（福祉事務所：現業員）、査察指導員、児童心理司、心理判定員、福祉事務所地区担当員

162 福祉施設指導専門員

老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設において、相談・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 162-01 老人福祉施設指導専門員
- 162-02 障害者福祉施設指導専門員
- 162-03 児童福祉施設指導専門員

162-01 老人福祉施設指導専門員

老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの老人福祉施設において、相談・助言・援助、入・通所者の生活指導、連絡調整、サービス計画の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 機能訓練指導員(老人福祉施設)、生活指導員（老人福祉施設）、生活相談員（老人福祉施設）

162-02 障害者福祉施設指導専門員

知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・身体障害者更生施設・精神障害者授産施設などの障害者福祉施設において、入・通所者の生活指導、作業指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 作業指導員、職業指導員、職能判定員、就労支援員（障害者施設）、生活支援員（障害者施設）

162-03 児童福祉施設指導専門員

児童養護施設・障害児施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、入・通所児童の生活指導・育成・援助、調整などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、児童館・学童保育所において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するものは、[429-02] に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

- 児童指導員（児童養護施設）、児童自立支援専門員、児童生活支援員、少年指導員、母子指導員
- × 児童指導員（児童館）[429-02]、児童厚生員 [429-02]、学童保育指導員 [429-02]

163 保育士

保育所・児童養護施設などにおいて、幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)幼稚園において幼児の保育に従事するもの [191]
- (2)保育の補助業務に従事するもの [429]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

163-01 保育士

163-01 保育士

保育所・児童養護施設などにおいて、幼児の保育・養育・保護・養護などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)幼稚園において幼児の保育に従事するもの [191-01]
- (2)保育の補助業務に従事するもの [429-99]

- 保育士
- × 幼稚園教員 [191-01]、保育補助者 [429-99]

169 その他の社会福祉の専門的職業

介護サービス計画の作成、医療機関における相談・援助、その他 161～163 に含まれない、社会福祉および更生指導に関する専門的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 169-01 介護支援専門員
- 169-02 医療ソーシャルワーカー
- 169-99 他に分類されない社会福祉の専門的職業

169-01 介護支援専門員

介護保険事業を実施する高齢者施設および居宅サービス事業所において、要介護者の日常生活の状況把握、援助目標の設定、ケアプラン（介護サービス計画）の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- ケアマネージャー

169-02 医療ソーシャルワーカー

医療機関などにおいて、傷病者・障害者などに対する相談・助言・援助、社会復帰の支援、連絡調整などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 医療ソーシャルワーカー(MSW)、精神医療ソーシャルワーカー(PSW)、精神保健福祉士、病院ケースワーカー
- × ケースワーカー(障害者更生相談所)[161-01]、ケースワーカー(福祉事務所:現業員)[161-99]

169-99 他に分類されない社会福祉の専門的職業

社会福祉協議会などの福祉団体における相談・助言・援助、福祉施設における心理相談、学校における福祉援助業務、その他 169-01 および 169-02 に含まれない、社会福祉および更生指導に関する専門的な仕事をいう。

- 心理カウンセラー(社会福祉施設)、スクールソーシャルワーカー、相談員(社会福祉協議会)、相談員(地域包括支援センター)、福祉用具専門相談員

17 法務の職業

法律上の争訟の裁判、刑事事件の公訴、訴訟事件等の裁判における依頼者の代理、産業財産権の出願の代理、会社等の登記の代理、その他司法に関連する専門的な仕事をいう。

なお、国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、公共の秩序の維持などの司法警察に関する仕事は、[44 司法警察職員] に分類する。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 171 裁判官
- 172 検察官
- 173 弁護士
- 174 弁理士
- 175 司法書士
- 179 その他の法務の職業

171 裁判官

法律上の争訟を裁判する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)裁判官弾がい（効）の裁判を行うもの、または裁判官ひ（罷）免の訴追を行うもの [011]
- (2)産業財産権に関する審判・抗告審判を行う仕事に従事するもの [179]
- (3)海難事件の審判、調査、採決の執行などを行う仕事に従事するもの [179]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

171-01 裁判官

171-01 裁判官

法律上の争訟を裁判する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)裁判官弾がい（効）の裁判を行うもの、または裁判官ひ（罷）免の訴追を行うもの [011-01]
- (2)産業財産権に関する審判・抗告審判を行う仕事に従事するもの [179-99]
- (3)海難事件の審判を行う仕事に従事するもの [179-99]

○ 判事

× 国会議員 [011-01]、特許庁審判官 [179-99]、海難審判所審判官 [179-99]

172 検察官

刑事事件についての公訴、裁判所に対する法の正当な適用の請求、裁判の執行の監督などの仕事に従事するものをいう。

なお、裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは、[011] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

172-01 検察官

172-01 検察官

刑事事件についての公訴、裁判所に対する法の正当な適用の請求、裁判の執行の監督などの仕事に従事するものをいう。

なお、裁判官ひ（罷）免の訴追を行うものは、[011-01] に分類する。

- 検事
- × 国会議員 [011-01]

173 弁護士

弁護士の資格を有し、訴訟事件、非訴訟事件、行政庁に対する不服申立事件の裁判において、当事者・その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって、依頼者の代理人・弁護人を務める仕事に従事するもの、および各種の法律事務に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

173-01 弁護士

173-01 弁護士

弁護士の資格を有し、訴訟事件、非訴訟事件、行政庁に対する不服申立事件の裁判において、当事者・その他関係人の依頼または官公署の委嘱によって、依頼者の代理人・弁護人を務める仕事に従事するもの、および各種の法律事務に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

- 弁護士

174 弁理士

弁理士の資格を有し、他人の求めに応じて、特許・意匠・商標などの産業財産権に関する出願・審判請求・異議申立ての代理などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

174-01 弁理士

174-01 弁理士

弁理士の資格を有し、他人の求めに応じて、特許・意匠・商標などの産業財産権に関する出願・審判請求・異議申立ての代理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 弁理士

175 司法書士

司法書士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産・会社などの登記申請の代理、法務局・検察庁・裁判所などに提出する書類または事実証明に関する書類の作成、簡易裁判所における民事訴訟の代理などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

175-01 司法書士

175-01 司法書士

司法書士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産・会社などの登記申請の代理、法務局・検察庁・裁判所などに提出する書類または事実証明に関する書類の作成、簡易裁判所における民事訴訟の代理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 司法書士

179 その他の法務の職業

不動産の表示に関する登記申請の代理、その他 171～175 に含まれない、司法またはこれに関連する専門的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

179-01 土地家屋調査士

179-99 他に分類されない法務の職業

179-01 土地家屋調査士

土地家屋調査士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産の表示に関する登記のための土地・家屋の調査・測量、登記の申請手続きおよび審査請求手続きの代理などを行う仕事に従事するものをいう。

- 土地家屋調査士
- × 測量士 [093-01]

179-99 他に分類されない法務の職業

公正証書の作成、特許・海難事件の審判、裁判記録・調書の作成、事件の審理・裁判のための調査、その他 179-01 に含まれない、司法またはこれに関連する専門的な仕事をいう。

- 海難審判所審判官、公証人、裁判所書記官、裁判所調査官、特許庁審判官
- × 裁判所事務官 [259-99]、裁判所速記官 [249-05]、警察官 [441-01]、海上保安官 [442-01]、麻薬取締官 [449-99]

18 経営・金融・保険の専門的職業

財務書類の監査・証明・調製、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、労働・社会保険に関する申告書類の作成の代行、財務・税務・労務など経営に関する相談・指導、資産運用・金融取引に関する助言、金融・保険商品の開発などの専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 181 公認会計士
- 182 税理士
- 183 社会保険労務士
- 184 金融・保険専門職
- 189 その他の経営・金融・保険の専門的職業

181 公認会計士

公認会計士の資格を有し、他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製、および財務に関する調査・相談などを行う仕事に従事するものをいう。

会計士補として公認会計士・監査法人の業務を補助するものを含む。

なお、公認会計士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

181-01 公認会計士

181-01 公認会計士

公認会計士の資格を有し、他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調製、および財務に関する調査・相談などを行う仕事に従事するものをいう。

会計士補として公認会計士・監査法人の業務を補助するものを含む。

なお、公認会計士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263-01] に分類する。

- 会計士補
- × 公認会計士助手（税務会計に従事するもの）[263-01]

182 税理士

税理士の資格を有し、他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、審査の請求・過誤納付金の還付請求などの官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、税理士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263] に分類する。

大分類B 専門的・技術的職業

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

182-01 税理士

182-01 税理士

税理士の資格を有し、他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・不服申立ての代理、審査の請求・過誤納付金の還付請求などの官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などを行う仕事に従事するものをいう。

なお、税理士の指示のもとに税務会計の補助業務に従事するものは、[263-01]に分類する。

○ 税理士

× 税理士補助（税務会計に従事するもの）[263-01]、経理事務員 [263-01]

183 社会保険労務士

社会保険労務士の資格を有し、他人の求めに応じて、労働・社会保険に関する申請書・届出書などの書類の作成および提出の代行、申請手続きの代理、人事労務に関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

183-01 社会保険労務士

183-01 社会保険労務士

社会保険労務士の資格を有し、他人の求めに応じて、労働・社会保険に関する申請書・届出書などの書類の作成および提出の代行、申請手続きの代理、人事労務に関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

○ 社会保険労務士

184 金融・保険専門職

金融機関などにおいて、資産運用・金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント、投資戦略の設計、企業の財務分析などにもとづく株式の投資価値の分析・評価、金融・保険商品の開発などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [332]

(2)証券会社の店舗において有価証券の売買、売買の媒介などの仕事に従事するもの [333]

(3)株式・債権などの金融商品および為替の取引に従事するもの [333]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

184-01 金融・保険専門職

184-01 金融・保険専門職

金融機関などにおいて、資産運用・金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント、投資戦略の設計、企業の財務分析などにもとづく株式の投資価値の分析・評価、金融・保険商品の開発などの仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 保険仲立人として保険契約者のために保険商品の選択について助言を行う仕事に従事するもの [332-02]
 - (2) 証券会社の店舗において有価証券の売買、売買の媒介などの仕事に従事するもの [333-01]
 - (3) 株式・債権などの金融商品および為替の取引に従事するもの [333-02]
- アクチュアリー、金融商品開発者、証券アナリスト、ファンドマネージャ、保険商品開発者
 × 保険ブローカー [332-02]、有価証券売買・仲立人 [333-01]、株式トレーダー [333-02]、為替ディーラー [333-02]

189 その他の経営・金融・保険の専門的職業

企業経営の診断、経営に関する相談・指導、その他 181～184 に含まれない、経営・金融・保険の専門的な仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

189-01 経営コンサルタント

189-99 他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業

189-01 経営コンサルタント

他人の求めに応じて、企業経営の調査・分析・診断、改善点の提案、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などを行う仕事に従事するものをいう。

ただし、公認会計士、税理士、または社会保険労務士の資格を有し、財務・税務・人事労務などの経営に関する相談・指導に従事するもの [181-01、182-01、183-01] を除く。

- 経営指導員（商工会議所、商工会）、中小企業診断士
- × 公認会計士 [181-01]、税理士 [182-01]、社会保険労務士 [183-01]

189-99 他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業

事業化の支援、農業協同組合の監査、その他 189-01 に含まれない、経営・金融・保険の専門的な仕事をいう。

- インキュベーションマネージャ、農業協同組合監査士

19 教育の職業

学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう）、専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）、その他の教育施設における、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に関する専門的な仕事をいう。

以下のものを含む。

- (1)学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長、大学に附置された研究所の長、大学の附属図書館の長、大学共同利用機関の長をいう）
- (2)少年院・少年鑑別所における収容少年の教育に関する仕事
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。
- (1)教育委員会の教育長 [01 管理的公務員]
- (2)教育委員会の専門職員（指導主事・社会教育主事をいう） [24 その他の専門的職業]
- (3)学校の事務職員・技術職員・実習助手 [それぞれの仕事に対応する分類項目]
- (4)教育に従事しない学校の理事 [02 法人・団体の役員]
- (5)児童自立支援施設における収容児童の教護・教科指導に関する仕事 [16 社会福祉の専門的職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 191 幼稚園教員
- 192 小学校教員
- 193 中学校教員
- 194 高等学校教員
- 195 中等教育学校教員
- 196 特別支援学校教員
- 197 高等専門学校教員
- 198 大学教員
- 199 その他の教育の職業

191 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

なお、保育所などの児童福祉施設において、幼児の保育・保護の仕事に従事するものは、[163] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

191-01 幼稚園教員

191-01 幼稚園教員

幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。

なお、保育所などの児童福祉施設において、幼児の保育・保護の仕事に従事するもの

は、[163-01] に分類する。

- 幼稚園教諭、幼稚園養護教諭
- × 保育士 [163-01]

192 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において児童の初等普通教育に従事するもの [196]
- (2)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [429]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

192-01 小学校教員

192-01 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において児童の初等普通教育に従事するもの [196-01]
- (2)学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [429-02]
- 小学校教諭、小学校養護教諭
- × 特別支援学校教諭 [196-01]、特別支援学校養護教諭 [196-01]、学童保育指導員 [429-02]

193 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)児童自立支援施設において収容児童の教護・教科指導に従事するもの [162]
- (2)特別支援学校において生徒の中等普通教育に従事するもの [196]
- (3)少年院・少年鑑別所において収容少年の矯正教育・教科指導に従事するもの [199]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

193-01 中学校教員

193-01 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)児童自立支援施設において収容児童の教護・教科指導に従事するもの [162-03]
- (2)特別支援学校において生徒の中等普通教育に従事するもの [196-01]
- (3)少年院・少年鑑別所において収容少年の矯正教育・教科指導に従事するもの [199-99]
- 中学校教諭、中学校養護教諭

大分類B 専門的・技術的職業

- × 児童自立支援専門員 [162-03]、特別支援学校教諭 [196-01]、特別支援学校養護教諭 [196-01]、きょう正指導員 [199-99]

194 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において生徒の高等普通教育に従事するもの [196]
- (2)高等学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら実技の指導、実験・実習の補助業務に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

194-01 高等学校教員

194-01 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別支援学校において生徒の高等普通教育に従事するもの [196-01]
 - (2)高等学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら実技の指導、実験・実習の補助業務に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]
- 高等学校教諭、高等学校養護教諭
 - × 特別支援学校高等部教諭 [196-01]、実習助手(学校における金属工作機械の実習) [527、528]

195 中等教育学校教員

中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

195-01 中等教育学校教員

195-01 中等教育学校教員

中等教育学校において、生徒の中等普通教育・高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

- 中等教育学校教諭、中等教育学校養護教諭

196 特別支援学校教員

特別支援学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級において児童・生徒の教育に従事するもの [192~195]
- (2)特別支援学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における児童・生徒の生活および学習の世話などの仕事に従事するもの [412]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

196-01 特別支援学校教員

196-01 特別支援学校教員

特別支援学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)小学校・中学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級において児童・生徒の教育に従事するもの [192-01、193-01、194-01、195-01]
 - (2)特別支援学校において教育に関する専門的知識を必要とせず、もっぱら寄宿舎における児童・生徒の生活および学習の世話などの仕事に従事するもの [412-01]
- 特別支援学校教諭、特別支援学校養護教諭
 - × 小学校教諭[192-01]、中学校教諭[193-01]、高等学校教諭[194-01]、中等教育学校教諭[195-01]、寄宿舎舎監（特別支援学校）[412-01]

197 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)専門的・科学的知識にもとづいて実験・実習の指導に従事するもの
 - (2)高等専門学校所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事するもの
- なお、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験または学習の指導の補助業務に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

197-01 高等専門学校教員

197-01 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)専門的・科学的知識にもとづいて実験・実習の指導に従事するもの
- (2)高等専門学校所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事す

るもの

なお、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験または学習の指導の補助業務に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目]に分類する。

○ 高等専門学校教授、高等専門学校准教授、高等専門学校助教

× 実習助手（学校における金属工作機械の実習）[527、528]

198 大学教員

短期大学・大学（大学校を除く）・大学院において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

(1)教育に従事する学長・学部長

(2)専門的・科学的知識にもとづいて学生の実験・実習の指導に従事するもの

(3)大学付属の病院・研究所などの付属施設に所属する医師・歯科医師・研究者であって、診療・研究とともに学生・研究生の教育に従事するもの

(4)大学の学部所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事するもの
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)大学において学理的基礎知識によらず、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験・学習の指導、研究の補助業務に従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

(2)大学付属の病院・研究所などの付属施設において教育以外の仕事にもっぱら従事するもの [それぞれの仕事に対応する分類項目]

(3)大学付属の諸学校において幼児・児童・生徒の教育、教育実習学生の指導に従事するもの [191～196]

(4)大学校において研修生に対する業務上必要な知識・技術の指導・訓練に従事するもの [199]

(5)大学において学生に対するカウンセリングの仕事にもっぱら従事するもの [243]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

198-01 大学教員

198-01 大学教員

短期大学・大学（大学校を除く）・大学院において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

以下のものを含む。

(1)教育に従事する学長・学部長

(2)専門的・科学的知識にもとづいて学生の実験・実習の指導に従事するもの

(3)大学付属の病院・研究所などの付属施設に所属する医師・歯科医師・研究者であっ

て、診療・研究とともに学生・研究生の教育に従事するもの

- (4)大学の学部所属の練習船において船舶運航およびそれに関連する教育に従事するもの

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)大学において学理的基礎知識によらず、もっぱら実務の経験または研修にもとづく知識・技術・技能によって、学生の実験・学習の指導、研究の補助業務に従事するもの〔それぞれの仕事に対応する分類項目〕
- (2)大学付属の病院・研究所などの付属施設において教育以外の仕事にもっぱら従事するもの〔それぞれの仕事に対応する分類項目〕
- (3)大学付属の諸学校において幼児・児童・生徒の教育、教育実習学生の指導に従事するもの〔191～196〕
- (4)大学校において研修生に対する業務上必要な知識・技術の指導・訓練に従事するもの〔199-04〕
- (5)大学において学生に対するカウンセリングの仕事にもっぱら従事するもの〔243-01〕
- 大学教授、大学准教授、大学講師、大学助教
- × 税務大学校教授〔199-04〕、警察大学校教授〔199-04〕、学生カウンセラー〔243-01〕、防衛大学校教授（自衛官）〔431-01〕、実習助手（学校における金属工作機械の実習）〔527、528〕

199 その他の教育の職業

専修学校・各種学校・職業訓練施設・従業員研修施設における生徒・学生・受講生・研修生などの教育・訓練、その他 191～198 に含まれない、教育に関する専門的な仕事をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において幼児・児童の保育・生活指導などに従事するもの〔162、163〕
- (2)個人経営の教授所（塾）において学習指導に従事するもの〔244〕
- (3)個人の家庭において学習指導に従事するもの〔244〕
- (4)専修学校・各種学校以外の教授所において茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するもの〔244〕

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 199-01 専修学校教員
 199-02 各種学校教員
 199-03 職業訓練指導員
 199-04 研修施設教員
 199-99 他に分類されない教育の職業

199-01 専修学校教員

専修学校において、生徒・学生に対する、専門的教科の教育、職業に必要な技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

- 看護専門学校教員、経理・簿記専門学校教員、自動車整備専門学校教員、調理専門学校教員、デザイン専門学校教員、服飾専門学校教員、保育専門学校教員、理美容専門学校教員

199-02 各種学校教員

各種学校において、生徒・学生に対する、所定の教科・科目の教育、技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

- 英会話学院教師（各種学校）、学習塾教師（各種学校）、自動車教習所指導員、予備校教師、料理学校教師（各種学校）
- × 学習塾教師（各種学校でないもの）[244-01]、パソコン教室教師 [244-02]、英会話教室講師（各種学校でないもの）[244-99]、そろばん塾教師（各種学校でないもの）[[244-99]

199-03 職業訓練指導員

公共職業能力開発施設・認定職業訓練施設などの職業訓練施設において、受講生に対する、職業に必要な専門的知識・技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

- 職業訓練指導員（障害者職業能力開発校）、職業訓練指導員（職業能力開発促進センター）

199-04 研修施設教員

会社・国・地方自治体などの事業体付属の従業員研修施設において、研修生に対する、業務上必要な知識・技術・技能の指導・訓練などに従事するものをいう。

- インストラクター（企業内従業員教育訓練専門員）

199-99 他に分類されない教育の職業

少年院などのきょう（矯）正施設における収容少年の教育・指導、就業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設における教育、その他 199-01～199-04 に含まれない、教育に関する専門的な仕事をいう。

- きょう正指導員、准看護師養成所教員
- × 児童自立支援専門員 [162-03]、保育士 [163-01]、学習塾教師（各種学校でないもの）[244-01]、家庭教師 [244-01]、茶道個人教師 [244-99]、音楽教室講師 [244-99]

20 宗教家

神道、仏教、キリスト教、またはその他の宗教において、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

201 宗教家

201 宗教家

神道、仏教、キリスト教、またはその他の宗教において、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

201-01 宗教家

201-01 宗教家

神道、仏教、キリスト教、またはその他の宗教において、布教・伝道、法要・祭式の執行などの宗教活動に従事するものをいう。

- キリスト教聖職者、神職、仏教僧侶
- × 祈とう師 [429-99]、巫女 [429-99]

21 著述家、記者、編集者

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作、新聞・雑誌などに掲載する記事の取材および原稿の執筆、新聞・雑誌・図書・ニュース番組などのための資料の収集・編集などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 211 著述家
- 212 記者
- 213 編集者

211 著述家

詩歌・戯曲・小説などの文学作品の創作、文学・学術などに関する著作の翻訳、宣伝のための文案の考案などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 211-01 文芸家
- 211-02 翻訳家
- 211-03 コピーライター
- 211-99 他に分類されない著述家

211-01 文芸家

詩歌・戯曲・小説などの文学作品の創作に従事するものをいう。

- 作詞家、作家、詩人、小説家、随筆家

211-02 翻訳家

文学・学術などに関する著作、ニュース、法律文書などの文章を外国語から日本語に、または日本語から外国語に書き言葉で訳す仕事に従事するものをいう。

- 翻訳者

211-03 コピーライター

企業・商品・サービスなどについて、広告・宣伝のためのコピー（文案）を考案する仕事に従事するものをいう。

- クリエイター（広告コピーを創作するもの）、ポップライター（店頭広告創案家）

211-99 他に分類されない著述家

演劇などの脚本の執筆、評論、その他 211-01～211-03 含まれない著述の仕事に従事するものをいう。

- 脚本家、シナリオ作家、評論家

212 記者

新聞・雑誌などに掲載、またはテレビなどで報道するため、事件等を取材し、記事・原稿を執筆する仕事、各種製品の取扱説明書を作成する仕事などの執筆の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 212-01 新聞・放送記者
- 212-02 雑誌記者
- 212-03 テクニカルライター
- 212-99 他に分類されない記者

212-01 新聞・放送記者

新聞社・通信社・放送局などにおいて、政治・経済・社会・文化・スポーツなどについて取材し、記事・放送原稿を執筆する仕事に従事するものをいう。

- 新聞記者、新聞論説員、通信記者、放送記者

212-02 雑誌記者

出版社・新聞社などにおいて、雑誌の編集方針にもとづいて取材し、記事を執筆する仕事に従事するものをいう。

- 雑誌記者

212-03 テクニカルライター

家庭用電気製品などの各種の工業製品に添付される取扱説明書を執筆・編集する仕事に従事するものをいう。

- マニュアルライター

212-99 他に分類されない記者

フリーランス（自由契約）での記事の執筆、その他 212-01～212-03 に含まれない記者の仕事に従事するものをいう。

- スポーツライター、ルポライター

213 編集者

新聞・雑誌・図書・ニュース番組などを発行・出版・放送するため、一定の目的のもとに資料を収集し、整理・配列する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

213-01 新聞・雑誌・図書編集者

213-99 他に分類されない編集者

213-01 新聞・雑誌・図書編集者

新聞・雑誌に掲載する記事・写真などを整理・配列して、紙・誌面を編集する仕事に従事するもの、および図書を出版するため原稿を整理・編集する仕事に従事するものをいう。

- 雑誌編集者、新聞編集員、図書編集者
- × 編集助手 [257-97]

213-99 他に分類されない編集者

放送番組の編成、映画フィルムの編集、その他 213-01 に含まれない編集の仕事に従事するものをいう。

- 映画編集係、社内報編集者（編集請負）、放送番組編成員
- × アナウンサー [249-03]

22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作、工業的・商業的製品などの装飾に関し、形状・模様・色彩などについての意匠の考案、肖像写真の撮影、新聞・雑誌などに掲載する記事に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影、映画・テレビ用撮影機の操作などの仕事に従事するものをいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 221 彫刻家
- 222 画家、書家、漫画家
- 223 工芸美術家
- 224 デザイナー
- 225 写真家、映像撮影者

221 彫刻家

木彫・石彫・ブロンズ像・塑像などの美術品の創作に従事するものをいう。

なお、彫刻・塑像の製作において、彫刻家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

221-01 彫刻家

221-01 彫刻家

木彫・石彫・ブロンズ像・塑像などの美術品の創作に従事するものをいう。

なお、彫刻・塑像の製作において、彫刻家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

- 美術彫刻家
- × 金属工芸家 [223-01]、金属彫刻工 [539-99]、木彫工 [561-03]、貴金属彫刻工 [569-03]

222 画家、書家、漫画家

絵画・書・漫画などの創作に従事するものをいう。

なお、凶案などの意匠を考案する仕事に従事するものは、[224] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 222-01 画家、書家
- 222-02 漫画家、イラストレーター

222-01 画家、書家

絵画・版画・書の創作に従事するものをいう。

- 書道家、日本画家、版画家、洋画家
- × 陶磁器画工 [542-99]、画工 [642-01]、看板制作工 [642-02]

222-02 漫画家、イラストレーター

物語の構想、登場人物・セリフの設定、描画によって漫画を創作する仕事に従事するもの、および写実・デフォルメ・戯画化などの手法を用いて人物・植物・動物・風景などをイラストとして描く仕事に従事するものをいう。

なお、アニメーションを制作するための描画の作業に従事するものは、[642-01] に分類する。

- 劇画家、コミック作家、テクニカルイラストレーター
- × アニメーター [642-01]

223 工芸美術家

陶磁工芸品、漆工芸品、染色工芸品、宝石・角・きば・皮革工芸品、金属工芸品、美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

なお、工芸品の製作において、工芸美術家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

223-01 工芸美術家

223-01 工芸美術家

陶磁工芸品、漆工芸品、染色工芸品、宝石・角・きば・皮革工芸品、金属工芸品、美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

なお、工芸品の製作において、工芸美術家の指導のもとに補助的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応する分類項目] に分類する。

- 漆工芸家、ガラス工芸家、金属彫刻家、染織工芸家、陶芸家、木工芸家
- × 金属彫刻工 [539-99]、七宝工 [542-99]、指物職 [561-05]、貴金属彫刻工 [569-03]、漆工 [569-08]、まき絵師 [569-08]

224 デザイナー

工業的・商業的製品またはその他の物品の装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて技芸的・趣味的な意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 224-01 グラフィックデザイナー
- 224-02 ウェブデザイナー
- 224-03 ディスプレーデザイナー
- 224-04 工業デザイナー
- 224-05 インテリアデザイナー
- 224-06 服飾デザイナー
- 224-99 他に分類されないデザイナー

224-01 グラフィックデザイナー

ポスター・広告・チラシ・包装紙・出版物などの平面媒体を対象にして、文字・色彩・構図などについて意匠を考案し、図上に表現する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)商品の販売を促進するための広告文案を作成する仕事に従事するもの [211-03]
- (2)コンピュータグラフィックの制作に従事するもの [224-99]
- (3)図書のカバー・表紙・扉・帯・判型・版面・書体・用紙などについて意匠を考案する仕事に従事するもの [224-99]
- (4)広告宣伝物を制作するため、広告の企画、および意匠・文案・写真などを総合的に監督する仕事に従事するもの [249-99]
- (5)広告図案の制作に従事するもの [642-01]
- (6)看板の制作に従事するもの [642-01]
- 広告デザイナー、サインデザイナー、パッケージデザイナー
- × POPライター [211-03]、CGデザイナー [224-99]、ブックデザイナー [224-99]、広告ディレクター [249-99]、アートディレクター [249-99]、広告図案工 [642-01]、看板図案画工 [642-02]

224-02 ウェブデザイナー

インターネット上のウェブサイトを作成するため、サイト・ウェブページの構成、文字・配置・配色・アイコンなどの視覚的要素について意匠を考案し、設計する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)コンピュータグラフィックの制作に従事するもの [224-99]
- (2)インターネット上のウェブサイトを作成するため、制作物の進行管理・品質管理を行う仕事に従事するもの [249-99]
- ウェブクリエイター、Webデザイナー、ホームページデザイナー
- × CGデザイナー [224-99]、ウェブディレクター [249-99]

224-03 ディスプレーデザイナー

博覧会・展示会・ショールーム・ショーウィンドウなどにおいて、ディスプレイ（展示・陳列、飾り付け）について意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

大分類B 専門的・技術的職業

- 商品装飾展示係、ショーウィンドウ飾付職

224-04 工業デザイナー

自動車・家庭用電気製品・文房具・玩具・時計などの各種の工業製品、および生活用品の材質・形状・色彩などについて意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

- インダストリアルデザイナー、クラフトデザイナー、プロダクトデザイナー

224-05 インテリアデザイナー

住宅・事務所・ホテルなど建築物の室内空間の装飾について意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するもの、および家具・織物・照明器具などのインテリア用品の形状・模様・色彩などについて意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

- 家具デザイナー、照明デザイナー、スペースデザイナー

224-06 服飾デザイナー

婦人服・紳士服・子供服・帽子・靴などの材質・形状・模様・色彩などについて意匠を考案し、図上に設計または表現する仕事に従事するものをいう。

- アパレルデザイナー、テキスタイルデザイナー、ファッションデザイナー

224-99 他に分類されないデザイナー

コンピュータグラフィックの制作、アクセサリーのデザイン、図書の装丁、その他224-01～224-06に含まれない、意匠を考案する仕事に従事するものをいう。

- アクセサリーデザイナー、カラーデザイナー、CGデザイナー、ジュエリーデザイナー、装丁家、フラワーデザイナー
- × クリエイティブディレクター（広告業）[249-99]、ゲームデザイナー [249-99]

225 写真家、映像撮影者

カメラを使用して肖像写真を撮影し、写真の修整、プリント制作などを行う仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物、広告・宣伝に用いるためカメラを使用してニュース・事件・人物・各種製品などを撮影する仕事に従事するもの、および映画・テレビ用撮影機を使用して動画を撮影する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)X線をういた人体の撮影および写真処理の仕事に従事するもの [141]

(2)撮影は行わず、写真フィルムのネガ・ポジ処理、プリント制作の仕事にのみ従事するもの [649]

- (3)撮影は行わず、デジタルカメラの記録媒体に保存された写真の電子データを出力してプリント制作を行う仕事にのみ従事するもの [649]
- (4)映写機を操作する仕事に従事するもの [649]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 225-01 写真家
- 225-02 映像撮影者
- 225-98 写真家助手、映像撮影者助手

225-01 写真家

写真スタジオ・写真館などにおいて、カメラを使用して肖像写真を撮影し、写真の修整、プリント制作などを行う仕事に従事するもの、および新聞・雑誌などの出版物、広告・宣伝に用いるためカメラを使用してニュース・事件・人物・各種製品などを撮影する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)X線を用いた人体の撮影および写真処理の仕事に従事するもの [141-01]
 - (2)撮影は行わず、写真フィルムのネガ・ポジ処理、プリント制作の仕事にのみ従事するもの [649-01]
 - (3)撮影は行わず、デジタルカメラの記録媒体に保存された写真の電子データを出力してプリント制作を行う仕事にのみ従事するもの [649-01]
 - (4)映写機を操作する仕事に従事するもの [649-04]
- 営業写真家、カメラマン、商業カメラマン、フォトグラファー、報道カメラマン
× 診療放射線技師 [141-01]、写真工 [649-01]、映写技師 [649-04]

225-02 映像撮影者

映画・テレビ用撮影機などを使用して動画を撮影する仕事に従事するものをいう。

- 映画カメラマン、テレビカメラマン、動画カメラマン

225-98 写真家助手、映像撮影者助手

撮影準備・照明補助・画像処理などの写真撮影・動画撮影の補助業務に従事するものをいう。

- カメラマン助手、撮影助手

23 音楽家、舞台芸術家

音楽・演劇などの芸術作品の創作に従事するもの、および演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)学校において生徒・学生の音楽・演劇教育に従事するもの [19 教育の職業]
- (2)文芸作品の創作に従事するもの [21 著述家、記者、編集者]
- (3)個人教授所において音楽・演劇などについて教養・学習のための指導に従事するもの [24 その他の専門的職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 231 音楽家
- 232 舞踊家
- 233 俳優
- 234 プロデューサー、演出家
- 235 演芸家

231 音楽家

作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)個人教授所において音楽について教養・学習のための指導に従事するもの [244]
- (2)楽器を調律する仕事に従事するもの [249]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

231-01 音楽家

231-01 音楽家

作曲、演奏の指揮、演奏、歌唱に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)個人教授所において音楽について教養・学習のための指導に従事するもの [244-99]
- (2)楽器を調律する仕事に従事するもの [249-06]

○ 演奏家、歌手、作曲家、指揮者、邦楽師

× 音楽評論家 [211-99]、音楽教室講師 [244-99]、ピアノ個人教師 [244-99]、ピアノ調律師 [249-06]

232 舞踊家

身体の舞い・踊り・振りによって感情と意志を表現する演技に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)スポーツ施設などにおいてエアロビクスダンスの指導に従事するもの [244]
 (2)個人教授所においてダンス・バレエの指導に従事するもの [244]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

232-01 舞踊家

232-01 舞踊家

身体の舞い・踊り・振りによって感情と意志を表現する演技に従事するものをいう。
 なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)スポーツ施設などにおいてエアロビクスダンスの指導に従事するもの [244-03]
 (2)個人教授所においてダンス・バレエの指導に従事するもの [244-99]
 ○ ステージダンサー、西洋舞踊家、日本舞踊家、バレリーナ
 × エアロビクスダンスインストラクター [244-03]、ダンス個人教師 [244-99]、バレエ指導員 [244-99]、舞踊振付師 [249-99]、社交ダンサー [405-02]

233 俳優

映画・演劇・テレビ番組などにおいて演技に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

233-01 俳優

233-01 俳優

映画・演劇・テレビ番組などにおいて演技に従事するものをいう。

- 映画俳優、歌舞伎俳優、狂言師、声優、テレビ俳優、能師
 × 漫才師 [235-01]、コメディアン [235-01]

234 プロデューサー、演出家

映画・演劇・テレビ番組などを企画・制作する仕事に従事するもの、および脚本にもとづいて演技を指導し、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)催し物、音楽 CD、広告、インターネット上のホームページなどを企画・制作する仕事に従事するもの [249]
 (2)音響・照明の調整、擬音の仕事に従事するもの [249、649]
 (3)広告の制作、音楽 CD の録音などにおける監督の仕事に従事するもの [249]

大分類B 専門的・技術的職業

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

234-01 プロデューサー

234-02 演出家

234-01 プロデューサー

映画・演劇・テレビ番組などを企画・制作する仕事に従事するものをいう。

なお、催し物、音楽 CD、広告、インターネット上のホームページなどを企画・制作する仕事に従事するものは、[249-99] に分類する。

- アシスタントプロデューサー、番組制作者（放送）
- × イベントプロデューサー [249-99]、音楽プロデューサー [249-99]、広告プロデューサー [249-99]、Web プロデューサー [249-99]、

234-02 演出家

映画・演劇・テレビ番組などの制作において、脚本にもとづいて演技を指導し、セット・音楽・照明・擬音などを総合的に監督する仕事に従事するものをいう。

照明・美術などの個別分野における監督の仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)音響・照明の調節、擬音の仕事に従事するもの [249-99、649-99]
 - (2)広告の制作、音楽 CD の録音などにおける監督の仕事に従事するもの [249-99]
- アシスタントディレクター、映画監督、照明監督、ディレクター（映画、放送）、美術監督、舞台演出家
 - × 効果音係 [249-99]、広告ディレクター [249-99]、CF ディレクター [249-99]、レコーディングディレクター [249-99]、音響係（舞台） [649-99]、照明係（舞台・撮影所） [649-99]

235 演芸家

講談・浪曲・落語・漫才・奇術・曲芸などの演技に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

235-01 演芸家

235-01 演芸家

講談・浪曲・落語・漫才・奇術・曲芸などの演技に従事するものをいう。

- 奇術師、曲芸師、講談師、コメディアン、人形使い、漫才師、落語家、浪曲師

24 その他の専門的職業

図書館資料の収集・分類、博物館資料の収集・保管・展示、カウンセリング、技芸の個人教授、プロスポーツ競技、通信機器の操作、その他〔16 社会福祉の専門的職業〕～〔23 音楽家、舞台芸術家〕に含まれない専門的な仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次の小分類に分類する。

- 241 図書館司書
- 242 学芸員
- 243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
- 244 個人教師
- 245 職業スポーツ家
- 246 通信機器操作員
- 249 他に分類されない専門的職業

241 図書館司書

公立図書館・大学図書館などにおいて、資料の収集・分類、目録の整備、資料・情報の提供、利用相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、学校図書館において司書に相当する仕事に従事するもの〔192～195、259〕を除く。

なお、図書館のカウンターにおいて、図書の貸し出し・返却受付の仕事に従事するものは、〔254〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

241-01 図書館司書

241-01 図書館司書

公立図書館・大学図書館などにおいて、資料の収集・分類、目録の整備、資料・情報の提供、利用相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、学校図書館において司書に相当する仕事に従事するもの〔192-01、193-01、194-01、195-01、259-99〕を除く。

なお、図書館のカウンターにおいて、図書の貸し出し・返却受付の仕事に従事するものは、〔254-99〕に分類する。

○ 司書、司書補

× 司書教諭（小学校・中学校・高等学校、中等教育学校）〔192-01、193-01、194-01、195-01〕、図書館カウンター係〔254-99〕、学校司書（小学校・中学校・高等学校、中等教育学校：司書教諭でないもの）〔259-99〕、図書館事務員〔それぞれの仕事に対応する分類項目〕

242 学芸員

総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などにおいて、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などについて資料の収集・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、博物館において来館者の受付の仕事に従事するものは、[254] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

242-01 学芸員

242-01 学芸員

総合博物館・科学館・美術館・動物園・植物園などにおいて、自然科学・芸術・民俗・歴史・産業などについて資料の収集・保管・展示、調査・研究などの専門的な仕事に従事するものをいう。

なお、博物館において来館者の受付の仕事に従事するものは、[254-99] に分類する。

○ 学芸員補

× 博物館受付係 [254-99]、博物館事務員 [それぞれの仕事に対応する分類項目]

243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く）

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所・職業紹介所などにおいて、生徒・学生・従業員・求職者・その他のクライアントの抱える個人的な問題、選職・適応上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

事務所を設け報酬を得て、個人の抱える日常生活上の問題を把握し、専門的な援助を行う仕事に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)保健医療施設においてカウンセリングの仕事に従事するもの [159]

(2)社会福祉施設においてカウンセリングの仕事に従事するもの [169]

(3)法律・経営に関する相談に従事するもの [17 法務の職業、18 経営・金融・保険の専門的職業]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

243-01 学生カウンセラー

243-02 職場カウンセラー

243-03 職業相談員

243-99 他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）

243-01 学生カウンセラー

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校において、児童・生徒・学生の抱える個人的な問題、適応上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものを

いう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)学校において児童・生徒・学生の福祉について専門的な援助を行う仕事に従事するもの [169-99]
- (2)学校において児童・生徒の養護に従事するもの [192-01、193-01、194-01、195-01、196-01]
- (3)学校において主に教職員を対象とする心理相談の仕事に従事するもの [243-99]
- 学校カウンセラー、学校臨床心理士、スクールカウンセラー、青少年カウンセラー（教育委員会）
- × スクールソーシャルワーカー [169-99]、養護教諭（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校） [192-01、193-01、194-01、195-01、196-01]、スクールアドバイザー [243-99]

243-02 職場カウンセラー

カウンセリングに関する専門的知識を有し、事業所において、従業員の抱える個人的な問題、適応上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

- 職場カウンセラー

243-03 職業相談員

カウンセリングに関する専門的知識を有し、公共職業安定所・公共職業能力開発施設などにおいて、求職者の抱える個人的な問題、選職上の問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するものをいう。

- キャリアカウンセラー
- × ヘッドハンター [249-99]

243-99 他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）

学校の教職員を対象にした心理相談、個人事業としての心理相談、その他 243-01～243-03 に含まれないカウンセリングの仕事に従事するものをいう。

- 心理カウンセラー（個人事業）、スクールアドバイザー
- × 臨床心理士（病院） [159-99]、心理判定員 [161-99]、心理カウンセラー（福祉施設） [169-99]、経営コンサルタント [189-01]、結婚相談員 [429-99]

244 個人教師

学校教育の補習指導、パーソナルコンピュータの操作指導、スポーツ・茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊などの個人教授の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専修学校・各種学校において教育に従事するもの [199]
- (2)職業訓練施設において教育に従事するもの [199]

大分類B 専門的・技術的職業

- (3)事業体付属の従業員研修施設において教育に従事するもの [199]
- (4)職業について一定の資格（免許）を必要とするものの養成施設において教育に従事するもの [199]
- (5)矯正施設において教育に従事するもの [199]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 244-01 教科学習補習教師
- 244-02 パーソナルコンピュータ教室教師
- 244-03 スポーツ個人教師
- 244-99 他に分類されない個人教師

244-01 教科学習補習教師

学習塾などにおいて、小学生・中学生・高校生などに対する、教科学習の補習指導、進学指導などの仕事に従事するものをいう。

ただし、各種学校である学習塾・予備校などにおいて類似の仕事に従事するもの [199-02] を除く。

- 学習塾教師（各種学校でないもの）、家庭教師
- × 学習塾教師（各種学校であるもの） [199-02]、予備校教師 [199-02]

244-02 パーソナルコンピュータ教室教師

パーソナルコンピュータの個人教授所において、パーソナルコンピュータの操作指導の仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)専修学校においてコンピュータの教育、技術の訓練・指導に従事するもの [199-01]
- (2)事業体付属の従業員研修施設において、研修生に対するパーソナルコンピュータの操作指導に従事するもの [199-04]
- パソコンインストラクター（個人に教授するもの）
- × コンピュータ専門学校講師 [199-01]、パソコンインストラクター（研修施設） [199-04]

244-03 スポーツ個人教師

スポーツ施設などにおいて、エアロビクスダンス・ゴルフ・水泳・テニスなどの個人教授・指導の仕事に従事するものをいう。

- スポーツインストラクター、スポーツクラブ指導員

244-99 他に分類されない個人教師

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・語学の指導、その他 244-01～244-03 に含まれない個人教授の仕事に従事するものをいう。

- 囲碁教師、音楽教室講師、英会話教室講師、書道個人教師、生花個人教師、茶道個人教師、

舞踊教師

245 職業スポーツ家

野球・相撲・サッカー・ゴルフなどの競技または試合に報酬を受けて参加し、運動競技を行うもの、および競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

なお、スポーツの個人教授・指導の仕事に従事するものは、[244] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

245-01 職業スポーツ家**245-01 職業スポーツ家**

野球・相撲・サッカー・ゴルフなどの競技または試合に報酬を受けて参加し、運動競技を行うもの、および競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

なお、スポーツの個人教授・指導の仕事に従事するものは、[244-03] に分類する。

- スポーツ審判員、プロゴルファー、プロサッカー選手、プロ野球監督、プロ野球コーチ、プロ野球選手、力士
- × スポーツインストラクター [244-03]、調教師 [249-07]、きゅう務員 [462-05]、グラウンド整備員 [789-01]

246 通信機器操作員

無線通信設備（無線通信・無線電話・その他電波を送受信するための電气的設備）および有線通信設備（線条その他の導体を利用して、電磁的方法により、符号・音響または映像を送受信するための電气的設備）の通信操作・技術操作の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 246-01 無線通信員**
- 246-02 無線技術員**
- 246-03 有線通信員**
- 246-99 他に分類されない通信機器操作員**

246-01 無線通信員

無線通信・無線電話などの無線通信設備を操作して通信を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、無線通信設備を使用してタクシー運転手に送迎の指示を行う仕事に従事するもの [302-03] を除く。

- 航空関係無線通信士、船舶関係無線通信士、総合無線通信士
- × タクシー配車オペレーター [302-03]

246-02 無線技術員

無線通信設備を操作して電波を送受信する仕事に従事するものをいう。

なお、テレビ・ラジオの番組制作における撮影、音響機器の操作等の技術的な仕事に従事するものは、[それぞれの仕事に対応した分類項目]に分類する。

- テレビ放送技術員、特殊無線技士、放送中継係員、ラジオ放送技術員
- × テレビカメラマン [225-02]、テクニカルディレクター（テレビ・ラジオ）[234-02]、ミキサー（テレビ・ラジオ）[246-99]、スイッチャー（映像切換操作員）[246-99]

246-03 有線通信員

有線通信設備を操作して通信を行う仕事に従事するもの、および有線通信設備を操作して符号・音響・映像を送受信する仕事に従事するものをいう。

ただし、有線電話の呼び出し・交換・取り次ぎ・案内などの仕事に従事するもの[256-01]を除く。

- 有線通信操作員、有線放送技術員
- × 電話交換手 [256-01]

246-99 他に分類されない通信機器操作員

航空交通の管制、テレビ・ラジオ放送における音響機器等の操作、その他 263-01～263-03 に含まれない、無線・有線通信設備の通信操作・技術操作の仕事に従事するものをいう。

- 音響技術員、航空管制官、スイッチャー（映像切換操作員）、ミキサー（テレビ・ラジオ）、録音技術員
- × ラジオ・テレビアナウンサー [249-03]

249 他に分類されない専門的職業

官公署に提出する書類の作成、不動産の鑑定・評価、テレビ・ラジオのニュース放送、通訳、速記、楽器の調律、動物の調教・訓練、通関書類の審査、その他 241～246 に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 249-01 行政書士
- 249-02 不動産鑑定士
- 249-03 ラジオ・テレビアナウンサー
- 249-04 通訳
- 249-05 速記者
- 249-06 調律師
- 249-07 調教師
- 249-08 通関士
- 249-99 他に分類されないその他の専門的職業

249-01 行政書士

行政書士の資格を有し、他人の求めに応じて、官公署に提出する書類、その他権利義務または事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するものをいう。

- 行政書士

249-02 不動産鑑定士

不動産鑑定士の資格を有し、他人の求めに応じて、不動産（土地・建物）を鑑定・評価する仕事に従事するものをいう。

- 不動産鑑定士

249-03 ラジオ・テレビアナウンサー

ラジオ・テレビ放送の番組において、ニュース放送・司会・実況放送・ナレーションなどの仕事に従事するものをいう。

- アナウンサー、テレビ・ラジオ司会者、天気予報解説者（気象予報士）
- × ニュース解説者（放送）[212-01]、声優 [233-01]

249-04 通訳

国際会議・放送・商談などにおいて、外国語の話し言葉を日本語に、または日本語の話し言葉を外国語に訳す仕事に従事するものをいう。

手話通訳の仕事に従事するものを含む。

- 英語通訳、手話通訳
- × 翻訳家 [211-02]、通訳ガイド [421-02]

249-05 速記者

会議・講演・座談会・裁判・国会などにおける発言を速記用の符号を使用して書きとどめ、速記した符号を通常の文字に書き直して記録を作成する仕事に従事するものをいう。

発言を録音し、録音内容を文字に書き直して記録を作成する仕事に従事するものを含む。

- 速記者

249-06 調律師

ピアノなどの楽器の音程・音色を整える仕事に従事するものをいう。

- ピアノ調律師
- × ピアノ調整工 [569-04]

249-07 調教師

馬・犬などの動物を調教・訓練する仕事に従事するものをいう。

- 犬訓練士、馬調教師
- × きゅう務員 [462-05]

249-08 通関士

通関士の資格を有し、貨物の輸出入手続きにおいて、通関業者が税関官署に提出する輸出入申告書・関税計算書・関税修正申告書・不服申立書などの書類を審査する仕事に従事するものをいう。

- 通関士
- × 貿易事務員 [281-04]

249-99 他に分類されないその他の専門的職業

企業の信用調査、船積貨物の検数、その他 249-01～249-08 に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。

- 企業信用調査員、検数人（検数協会）、サーチャー